

陸自教範 21-4

各個の戦闘訓練

陸上幕僚監部

昭和44年6月

陸上自衛隊教範第21-4号

教範 各個の戦闘訓練 を次のように定める。

陸自教範21-4 各個の戦闘訓練（昭和41年5月制定）は廃止する。

昭和44年6月26日

陸上幕僚長 陸将 山田正雄

配布

別途通達により指示する。

陸自教範 21-4

各個の戦闘訓練

陸上幕僚監部

昭和44年6月

各隊の訓練要領

陸上自衛隊

昭和44年

は し が き

第1. 目的及び記述範囲

本書は、隊員各個の基礎的な戦闘行動及びその訓練要領について明らかにし、教育訓練に関する一般的準拠を与えることを目的とする。

第2. 使用上の注意事項

本書は、「普通科中隊」、「64式7.62mm小銃」、「62式7.62mm機関銃」、「外哨及び斥候」、「野戦築城」等の教範類及び関係法規等と関連して使用する必要がある。

第3. 改定意見の提出

本書の改定に関する意見は、随時、陸上幕僚長（第5部長気付）に提出するとともに、陸上自衛隊富士学校長に通報するものとする。

隊員は、訓練の目的を達成し、進んで奮闘し、任務を遂行しなければならない。これによって初めて全隊が任務の目的のため統一ある行動をとることができ、訓練の任務を遂行することができる。

第3. 常に士気旺盛にして、勇（じん）敢不屈かつ勇猛果敢に行動せよ。

士気旺盛ならば、任務を遂行し、訓練要領（はつらつ）意（い）を（い）ち（こ）し、任務を遂行し、勇（じん）敢不屈かつ勇猛果敢に行動せよ。

戦闘間隊員一般の心得

第1. 使命観に徹し、あくまで任務を遂行せよ。

およそ戦闘は困難の連続であり、その様相は悲惨激烈をきわめ、連続数昼夜にわたり不眠不休で活動しなければならないことが多い。この困難を克服して全員が戦勝獲得の一途に邁（まい）進できる原動力は、自衛隊の使命に対する徹底した認識と、任務遂行によりこの使命を達成しようとする旺（おう）盛な責任観念である。隊員は、たとえ最後の一人となっても使命観に徹し、旺盛な責任観念をもってあくまで任務を遂行しなければならない。

第2. 常に厳正な規律を維持せよ。

隊員は、部隊の一人として常に厳正な規律を維持し、進んで命令や定められた事項を遵守しなければならない。これによってはじめて全部隊が所望の目的のため統一ある行動をとることができ、困難な任務を完遂することができる。

第3. 常に士気旺盛にして、靱（じん）強不屈かつ勇猛果敢に行動せよ。

士気旺盛ならば、行動は活気を帯び、清新潑刺（はつらつ）進んで難局にあたり、自己の任務を完遂できるものである。隊員は、自己の使命に誇りをもち、また各自の所属

部隊が精鋭であることに自信をもち、戦闘激烈にして死傷者続出し、あるいは混戦に陥っても上下・左右相信じ相励まし、旺盛な士気をもって靱強不屈かつ勇猛果敢に行動し、みずから他を率いる気概をもって戦闘しなければならぬ。

第4. みずから進んで指揮官の掌握下にはいれ。

隊員は、絶えず指揮官に注意するとともに自己の状況を報告し、みずから進んで指揮官の掌握下にはいり、また許可なく所属部隊あるいは自己の陣地を離れてはならない。

命令は、必ず復唱し、任務を達成したならば復命する。戦闘間命令によることなく負傷者を介抱又は後送したり、あるいは任務復帰が遅れるようなことがあってはならない。もし戦闘間所属部隊の所在がわからなくなった場合は、直ちにもよりの部隊に至り、すみやかに幹部に届け出て、その指示に従わなければならない。

第5. 相互に協同連携して戦闘せよ。

近代戦においては、各隊員の役割は著しく分業化しているので、隊員相互の有機的な協同連携はきわめて必要である。

協同連携は、隊員がそれぞれ指揮官の指揮のもと、自己の役割を忠実に遂行するとともに、他の隊員の役割を十分理解し、長短補うことによって達成される。

第6. 旺盛な企図心をもって絶えず創意工夫せよ。

入りにごとも創意工夫すれば打開の道はある。隊員は、任務達成のため常に旺盛な企図心をもって絶えず創意工夫に努めなければならない。さ細な創意工夫でも、戦勝の大きな要因となることがある。

第7. 常に情報資料を収集し、すみやかに報告せよ。

詳細な敵及び地形に関する情報資料の獲得は、個々の隊員に依存するところが大きい。このため、隊員は、常に情報資料を収集しようとする意欲に燃え、たとえさ細な事項であっても見のがすことなく、直ちに「見たまま」あるいは「聞いたまま」を報告するにしなければならない。特に近代戦においては、一見取るに足らない断片的な事項であっても重大な情報の糸口となることがある。

第8. 常に警戒を怠るな。

隊員は、警戒任務に服していない場合でも常に警戒心を充溢（いつ）するとともに、隠蔽（べい）に留意し、武器防護マスクを身辺から離すことなく、敵の奇襲に対しても直ちに対応できるようにする。また、秘密保全に注意し、不用意な行動によって、わが企図を暴露してはならない。

第9. 戦闘間負傷しても、みずから手段を尽くして戦闘を継続せよ。

戦闘間、負傷したときは、みずから応急の処置を実施し、

戦闘間隊員一般の心得

あらゆる手段を尽くして戦闘を継続し、任務を続行しなければならぬ。指揮官から後退を命ぜられた場合は、個人装備火器、防護マスクを携行し、示された場所にさがる。

第10. 敵の宣伝に乗ぜられるな。

敵は、巧妙な手段による宣伝をもってわれわれの士気を沈滞させ、戦闘意欲を失わせるように努める。しかしながら、訓練精到にして必勝の信念をもつ隊員は、敵の宣伝に乗ぜられることはない。敵の宣伝に対しては、軽率に判断することなく、直ちに指揮官に報告するとともに、一意指揮官を信頼し、任務に邁進しなければならない。

第11. 武器・弾薬等を愛護節用せよ。

武器・弾薬等は、精神力とともに戦闘力の根源である。すなわち、これらの機能の良否は、戦闘力の発揮に直ちに重大な影響を及ぼす。このため、隊員は、武器・弾薬等の構造・機能に精通し、その取扱ひ・保存に習熟し、あらゆる機会を求めて点検・手入れを行なって、その性能を常に完全に保持し、戦闘にあたり十分それらの威力を発揮させなければならない。

また、戦場においては、弾薬等の円滑な補給は、必ずしも常に望まれないので、節用に努めるとともに、いかなる苦難な状況に直面してもこれらを放棄してはならない。

目 次

目次	1
戦闘間隊員一般の心得	1
第1章 総説	1
第2章 隠蔽・掩蔽	7
第1節 概説	7
第2節 隠蔽	8
第3節 掩蔽	15
第3章 目標の発見・判定	21
第1節 概説	21
第2節 目標の発見要領	21
第3節 距離の判定	22
第4節 ミルの測定	37
第5節 方位の判定	41
第6節 目標・地点の指示	44
第4章 射撃と運動	47
第1節 射撃	47
第2節 運動	53
第3節 射撃と運動の連携	91
第5章 突撃	97
第6章 手榴弾戦闘等	103

戦闘間隊員一般の心得

あらゆる手段を尽くして戦闘を継続し、任務を続行しなければならない。指揮官から後退を命ぜられた場合は、個人装備火器、防護マスクを携行し、示された場所にさがる。

第10. 敵の宣伝に乗ぜられるな。

敵は、巧妙な手段による宣伝をもってわれわれの士気を沈滞させ、戦闘意欲を失わせるように努める。しかしながら、訓練精到にして必勝の信念をもつ隊員は、敵の宣伝に乗ぜられることはない。敵の宣伝に対しては、軽率に判断することなく、直ちに指揮官に報告するとともに、一意指揮官を信頼し、任務に邁進しなければならない。

第11. 武器・弾薬等を愛護節用せよ。

武器・弾薬等は、精神力とともに戦闘力の根源である。すなわち、これらの機能の良否は、戦闘力の発揮に直ちに重大な影響を及ぼす。このため、隊員は、武器・弾薬等の構造・機能に精通し、その取扱い・保存に習熟し、あらゆる機会を求めて点検・手入れを行なって、その性能を常に完全に保持し、戦闘にあたり十分それらの威力を発揮させなければならない。

また、戦場においては、弾薬等の円滑な補給は、必ずしも常に望まれないので、節用に努めるとともに、いかなる苦難な状況に直面してもこれらを放棄してはならない。

目次

はしがき	
戦闘間隊員一般の心得	
第1章 総説	1
第2章 隠蔽・掩蔽	
第1節 概説	7
第2節 隠蔽	8
第3節 掩蔽	15
第3章 目標の発見・判定	
第1節 概説	21
第2節 目標の発見要領	21
第3節 距離の判定	22
第4節 ミルの測定	37
第5節 方位の判定	41
第6節 目標・地点の指示	44
第4章 射撃と運動	
第1節 射撃	47
第2節 運動	53
第3節 射撃と運動の連携	91
第5章 突撃	97
第6章 手榴弾戦闘等	103

第7章 狙撃手	109
第8章 対戦車接近戦闘	113
第9章 対空行動	121
第10章 夜間の戦闘	
第1節 概説	125
第2節 視覚・聴覚の訓練	
第1款 要説	128
第2款 視覚の訓練	130
第3款 聴覚の訓練	143
第4款 その他	145
第3節 射撃	145
第4節 運動	148
第5節 突撃	169
付録第1. 参照教範等一覧表	175
第2. 全般的な教育順序の一例	177
第3. 暗視装置・レーダの一般的な特性	178
第4. M13A1型双眼鏡	183
第5. 信号	190

第1章 総説

第1. 要 旨

1. 隊員は、戦闘間その任務を遂行するための基本的能力として、敵の状態に応じ、地形・地物を利用して射撃し、運動し、突撃する能力、対戦車接近戦闘能力、対空戦闘能力及び対特殊武器防護能力を保持しなければならない。これらの能力を保持するためには、射撃、運動のほか隠蔽・掩（えん）蔽、目標の発見・判定、銃剣格闘、徒手格闘、手榴（りゅう）弾等の投擲（てき）、障害物の通過等にも熟達する必要がある。

2. 各個の戦闘訓練の目的は、隊員に対し前項の能力を付与して、いかなる状況においても心手期せずして的確な戦闘動作ができるようにするとともに、精神要素をかん養して、部隊行動の確固たる基礎を確立するにある。

第2. 各個の戦闘訓練指導上着意する事項

1. 各個の戦闘訓練は、各種基礎的な戦闘動作を相互に関連させながら段階的に訓練することが重要であり、このため、まず全般的な教育順序を確定したうえ、隊員個々の素質、訓練の段階・目的、使用できる時間等を考慮して、訓練の重点を明らかにし、これに徹底して計画・

実施しなければならない。この際、訓練の目的・重点に
応ずる訓練のための編成、細部訓練課目の選定、訓練順
序、時間配当、練度に応ずる地形の選定、資材、戦況現
示等を適切にすることが重要である。

一般的な教育順序の一例は、付録第2に示してあるが
この適用にあたっては、隊員の練度あるいは各種戦闘動
作の習得の度に応じて、適宜修正あんばいする必要があ
る。

2. 訓練を行なうにあたっては、最初は戦闘動作を区分
し、要点を理解させた後号令によって動作を行なわせる
等確実にその要領を会得させ、次いで、逐次実戦的な状
況下において、任務、敵情、地形等に基づき、みずから
判断して状況に適合する行動を迅速・確実に実施できる
ように訓練するとともに、訓練の段階に応じて対戦車戦
闘、対空行動及び対特殊武器防護行動を加味する。

3. 個々の訓練の実施にあたっては、重点に徹底するこ
とを主眼として、一般に次の事項に着意する。

(1) 目的・主眼を明らかにして形式教育に陥らない。
隊員に対し、訓練の目的を明らかにするとともに個々
の動作あるいは行動の主眼を十分に理解させ、これを
確実に実行させなければならない。目的・主眼の不明
確な訓練は、形式教育に終始するだけではなく、かえ

って、非実戦的な行動をとるようになる。

(2) 隊員を状況中の人にする。教官は、まずみずか
ら状況中の人となり実戦的な態度をもって指導し、隊
員が自然に状況にとけこみ、精神充実した実戦的な訓
練ができるようにする。

また、戦況現示は、つとめて実戦に近い景況を現わ
し、隊員が自然に状況下にはいるようにする。しかし
ながら、戦況現示に使用できる人員及び資材は一般に
少ないので、あらゆる創意工夫によってこれを補う必要
がある。やむをえず口頭によって戦況を現示する場
合は、的確簡明にして隊員が当惑しないようにする。

(3) 反復演練する。戦闘動作は、敵火のもと心手取
せずして実施できなければならない。このためには、
反復演練がきわめて重要である。特に基礎的な戦闘動
作は、迅速・確実かつ習性となるまで反復演練する。
(4) 常に地形・地物の価値を判断させ、利用させる。
戦闘力を温存し、かつ、必要な時期に戦闘力を最大限
に発揮させるものは、一に地形・地物の利用にかかっ
ている。このため、敵の状況に応じ、常に地形・地物
の価値を判断し、これを利用する能力を養成し、たと
え一木一草といえどもこれを利用するようにさせる。
また、輕易に地形・地物を改修し、さらに効果的に利

用させるようにする。

(5) 判断力を養成する。基礎的な戦闘動作の訓練と判断力の養成とは、相並行するものであって、両者をそれぞれ別個に取り扱って訓練してはならない。このため、基礎的な訓練の段階から、隊員に対しては明確な任務を与え、隊員がみずから判断し、積極進取の精神をもって事にあたることができるように指導する。

(6) 協同連携に絶えず留意する。隣接する隊員と協同連携して行なう戦闘要領について、絶えず留意して指導し、指揮官の指示がない場合においても隊員相互に積極的に協同連携して戦闘できるようにする。

(7) 絶えず情報資料の収集に留意させるとともに、警戒に留意させる。すべての隊員は、情報資料の有効な収集者である反面、敵にとっては好個の資料源である。このため、敵情・地形に関する情報資料を積極的に収集させ、たとえば細な事項であっても直ちにありのままを報告させるようにする。この際、否定の情報資料についても随時報告させる。また、絶えず隠蔽・掩蔽に留意させ、四周及び上空に対する警戒を厳にさせる。

(8) 活模範を示す。百の説明より、一つの活模範がまさることを認識し、冗長な説明に流れてはならない

特に隊員の判断の可否、あるいは動作の適否を示す場合には、明快な活模範によつて的確に原案を示すようにする。

(9) 精神要素をかん養する。近代戦の特性上、各隊員の旺盛な責任観念、靱強不屈の精神等各種の精神要素がますます必要であるが、これらの精神要素は、戦闘訓練を通じてかん養されることがきわめて多いことに留意し、訓練課目等に依つて特に養成すべき精神要素を選定する。

(10) 規律を維持し、安全管理を確認する。厳正な規律は、部隊存立のための不可欠かつ基本的な要素であるだけでなく、安全管理のための根本的な要素である。教官は、みずから厳正な態度で訓練に臨むとともに、定められた諸規則を確実に実施する気風を確立しなければならない。また、きびしい訓練と安全管理は両立すべきであつて、安全管理なくして訓練目的の真の達成はありえない。したがつて、安全管理のために訓練が消極退いに陥ることは本末を転倒するものである。

第3. 戦場心理

1. 戦場心理は、戦闘間隊員に生ずる特殊な精神活動であつて、積極的な精神状態と消極的な精神状態がある。積極的な精神状態には、必勝の信念、敵がい心、靱強

な意志、攻撃精神等があつて戦闘が惨烈となつても一意に任務を遂行しようとする気概が生ずる。消極的な精神状態には、恐怖心、不安感、ちゅうちよ、自暴自棄等があつて士気が低下し、はなはだしいときは恐慌状態となつて理性を失い、あるいは錯乱状態となつて職務離脱するようになる。特に敵に虚を突かれた場合、戦況が不利になつたと感じた場合、あるいは敵の戦車、航空機、特殊武器の攻撃を受けた場合等に恐慌が生じやすい。また、目標奪取時、れい明等緊張が一時的に解消された場合にも心理的に弱点を生じやすく、この時期に攻撃を受けると動揺を生ずることがある。

2. 隊員は、いかなる困難な状況に直面しても悲観的な判断に陥り、心理的な動揺を生ずることなく勝利を信じて、常に冷静沈着に行動し、士気旺盛ますます攻撃精神を発揮するとともに、韌強不屈かつ勇猛果敢みずから他を率いる気概をもって任務を遂行しなければならない。

第2章 隠蔽・掩蔽

第1節 概 説

第4. 要 旨

1. 隠蔽とは、部隊、器資材及び施設等の所在並びにその移動又は活動状況を空地の敵から見えないようにすることをいい、掩蔽とは、部隊、器資材及び施設等を自然の地形又は人工物により空地の敵火又は放射線から防護することをいう。

2. 隊員は、常に隠蔽・掩蔽に着意して行動し、敵に不用意に暴露して情報資料を与えたり、損害を受けないようにしなければならない。この際、敵眼ばかりではなく、暗視装置・レーダ等の監視器材に発見されないことが必要である。このため、これらの監視器材の能力について十分知っておかなければならない。

一、暗視装置・レーダの一般的な特性については、付録第3参照。

第2節 隠蔽

第5. 隠蔽一般の要領

1. 隊員は、戦闘に先だつて身体、装備品、施設等を常に偽装し、また監視、射撃、運動の動作を行なう場合は、よく地形・地物あるいは気象・煙等を利用して敵に発見されることを防止する。このため、隊員は、偽装の方法をよく理解して確実に実施するとともに、前進する経路、停止する位置等の選定及び発進、停止、射撃等の動作を適切に行なわなければならない。

2. 隊員は、敵に発見されないため、次の事項を考慮して行動する。

(1) あらゆる隠蔽物を利用する。敵に発見されるのを最も効果的に防ぐには、まず、できるだけ地形・地物を利用して隠蔽するとともに、移動にあたっては、すみやかに行動し、敵眼等に暴露する時間を短くすることが必要である。このため、敵眼、暗視装置・レーダ等を完全に遮(しゃ)断することができる森林、建造物、わが方斜面等の連続した隠蔽経路を行動するように努める。このような連続した隠蔽経路がないときは、利用できるすべての隠蔽物を利用して行動し、ま

た開かつ地はすみやかに移動する。

(2) 不必要な移動や動作をしない。動けば敵の注意を引き発見されやすく、かつ、これによって部隊の行動を暴露する機会が多い。このため、不必要な移動や動作をしない。また、手信号の場合においては、不必要に大きな動作をしたり、あるいは不用意に体を動かさない。

(3) 姿勢を低くし、急に姿勢を変えない。大きな姿勢や、急に姿勢を変えれば、前号と同様に敵に発見されやすい。姿勢はできるだけ低くし、移動するときには静かに姿を隠し、停止したならばすぐ伏せる。監視及び射撃の場合には、地形・地物を利用して敵眼にさらされる部分を最小限にする。

(4) 空際に乗り出さない。稜(りょう)線あるいは建物の屋上等は、監視・観測の要点となるが、空際に透視され敵に遠距離から発見され、著明な目標となる。このため、これらの地点を避けて行動する。もし、これらを利用する場合は、できるだけ乗り出さないようにする。

(5) 光を反射させない。武器、眼鏡、時計はもちろん、どんな小さな物でも光を反射するものは発見されやすい。このため、射撃するとき以外は、武器は敵に

第2章 隠蔽・掩蔽

見えないように布で巻くか又は偽装網の下に隠し、つとめて日影の下で行動する。また、顔は偽装するとともにつとめて日光にあてないようにする。

(6) 特徴のある形や色彩を作らない。装備品、人体等は、共通的な特徴ある形や色彩をしているので発見されやすい。このため、偽装等によってその形をくずすとともに、周囲の土壌(じょう)や植物の色彩と調和させる。この際、特に直線部分やとがった部分をなくすようにする。

第6. 偽装

1. 偽装とは、人員、武器、弾薬、器資材、施設等の存在、あるいはその実体を隠すか、目立たないようにすることである。
2. 隊員は、偽装にあたっては、次の事項に着意する。
 - (1) 周囲と同色同形にする。
 - (2) 輪郭線を不鮮明にする。
 - (3) 陰影をなくす。
 - (4) 材料の取付けを確実にする。また、過度に多くつけない。
 - (5) 上空に対しても必ず着意する。
 - (6) 効果を必ず点検する。
 - (7) 絶えず偽装を維持・補修する。

第7. 偽装材料

偽装材料には、天然の材料と人工の材料がある。偽装にあたっては、つとめて現地の材料を使用し、これに人工の材料を配合使用する。

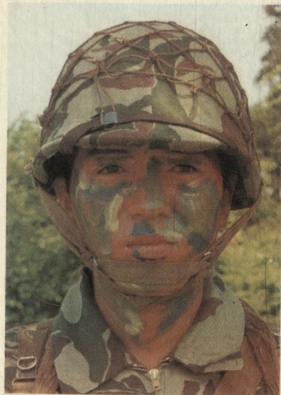
偽装材料採取の形跡は、偽装した位置を敵に判断される原因となりやすい。このため、材料採取の場所は、偽装する位置から適宜離隔するか、森林内等とするか、あるいは目立たないように採取位置を数箇所に選定して、その形跡が敵の空地からの視察によって発見できないようにする。

第8. 個人の偽装

1. 皮膚の偽装 顔や手に光があたると反射して敵に発見されやすいので、顔、首、手等露出した皮膚の明るい色を消すことが必要である。このため、油煙、顔料(えのぐ・ドーラン等)、泥(どろ)等で鼻すじ、ほほ、目の回り、あご、首に不規則なしま模様をつけるか、あるいは周囲の色に合った色でべた塗りする(第1図参照)。

第1図 顔の偽装

1. しま模様にした場合 2. 1色でべた塗りした場合



2. 体の偽装 体を偽装する場合は、行動を阻害しないようにすることが重要である。偽装にあたっては、ひんぱんに露出する所を偽装し、必要に応じ作業服の上に偽装網をかぶり、それに草や木の葉を確実に取り付ける。この場合、次の事項に着意する(第2図参照)。

第2図 体の偽装



- (1) 体の線特に肩の線をぼかす。

(2) 早駆け、ほふく、射撃、装面等の行動に支障をえない。

(3) 葉の裏を出したり、不自然につけない。

3. 鉄帽 鉄帽は、敵に対して露出しやすく、また形がきりきりしているの、発見されやすい。鉄帽は、その形ぼかし光沢を消すことが重要である。このため、通常帽用おおいを利用し、その上に偽装網をつけ、これに草木の葉をつける。この際、鉄帽の形をくずすように鉄帽縁から葉が下がるようにするとともに確実に取り付け

4. 武器等の偽装 小銃、機関銃、銃剣等の金属部分油煙でいぶす等によって光の反射を防ぐ。

5. 布製装具等の偽装 布製装具等の偽装は、草や木葉でおおうか、又は泥、木炭、草汁等をつける。

布に塗料を塗る場合は、指揮官の許可を受ける。

第9. 掩体等の偽装

1. 掩体等の構築にあたっては、次の事項に着意して作業の初めから絶えず偽装を実施する。また、許可な上着を脱して白シャツを露出する等不注意、不規律によって敵に発見されないようにしなければならない。

(1) 構築に先だって、作業を秘匿するための偽装を施す。通常、敵方に対しては遮障を設け、上空に対しては頭上に偽装網を展張する。遮障は、木の小

や針金等を立て、これに偽装網や草や木の葉をつける。

(2) 排土を隠す。排土は、積土等に用いて逐次偽装するか、あるいは土のう等によって木陰等に運ぶ。

(3) 敵方から点検する。作業完了後はもちろん、作業間掩体等の偽装について敵方から点検して不備を修正する。

2. 掩体等の偽装にあたっては、付近の地形及び植生を研究し、融合するように偽装材料を選定するとともに、特異な形にならないようにする。また、敵の地上からの視察に対しては、空際又は背景に投影しないようにし、空中からの視察に対しては、偽装網等を利用して掩体をおおう。

この際、各種の偽装材料を用いて極端に偽装すれば、かえって陣地を敵に暴露することになる。

第3節 掩 蔽

第10. 要 旨

1. 隊員は、常に地形・地物を利用して掩蔽し、敵火による損害を極力防止しなければならない。このため、溝(みぞ)・穴・弾痕(こん)あるいは土地の起伏等自然の地形・地物を巧みに利用し、掩蔽の不十分な場所に止まってはならない。地形・地物の利用にあたっては、必要に

応じこれを改修し、掩蔽の強化を図ることが必要である。

防御の場合はもちろん、攻撃準備間あるいは目標の確保の場合等に地に比較的長く止まる場合には、常に掩体又は掩壕（ごう）を構築しなければならない。

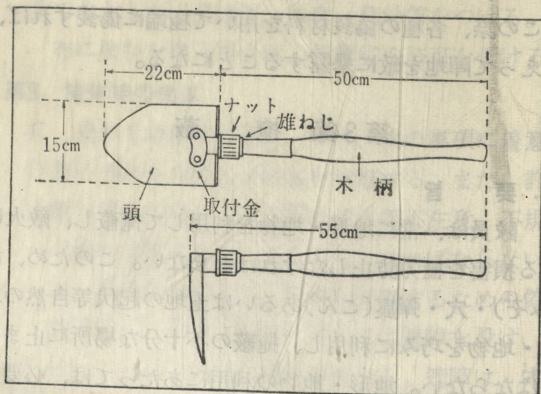
2. 掩体構築一般の要領については、「野戦築城第2部」を参照するものとし、本節においては、主として敵火のもとにおける掩体の構築要領について記述する。

第11. 携帯用円び

隊員は、戦闘間、通常携帯用円びを使用して地形を改修しあるいは掩体を構築する。

1. 携帯用円びの各部の名称及び寸法（第3図参照）

第3図 携帯用円び



2. 携行法 戦闘間、随時携帯用円びを使用すると予想される場合には、あらかじめ背のうから取りはずし、弾帯につけるか背中にひもで背負うようにする。必要に応じて弾帯に差し込んで携行する（第4図参照）。

第4図 携帯用円びの携行要領

- 1.
- 2.
- 3.



第2章 隠蔽・掩蔽

3. 使用法 携帯用円びは、折りたたみ式であり、円びとして使用する場合は、まっすぐに伸ばし、くわとして使用する場合は、木柄と頭を直角にする。

第12. 敵火のもとにおける掩体の構築要領

敵火のもとにおいて掩体を構築する場合には、地形・地物を利用し、つとめて低い姿勢で作業を行なう。この際、銃・手榴弾等はいつでも使用できるように右後方手近に置き、機関銃等は主射撃方向あるいは突撃破砕線等に向け、射撃の準備を完了させておく。

作業の要領は、次のとおりである。

1. 円びの木柄を立てたり、ひじを上げて作業しない。
2. 体に近い部分から掘開する。このため、まず肩の部分の一侧を掘り、この部分に肩を入れ、次いで他の一侧を掘って体をここに移し、次いで後部を掘開し、逐次この方法を繰り返す(第5図参照)。

第5図 敵火のもとにおける掩体の構築要領

1.



第3節 掩蔽

2. 葉前にも掘り開す



3.



3. 積土は、敵火の方向を考慮して堆(たい)積するとともに、いつでも射撃できるように掘開部の近くから所望の高さに積み、逐次その厚さを増加する。
4. 作業が進んで、すわることができるまで掘り下げたならば、しりを地面につけ、掘開する。夜間等において隠(おん)密に作業する場合は、敵の奇襲に備えるため、伏せることなくしりを地面につけ足を開くか、両ひざを

第2章 隠蔽・掩蔽

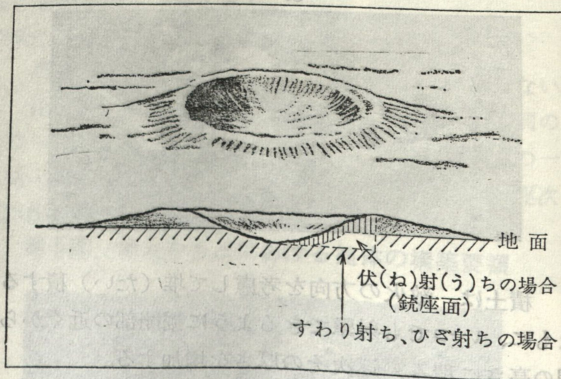
地面につけ腰を曲げて作業する。

第13. 弾痕等を利用する掩体

砲弾・地雷等によってできた弾痕等は、改修することによって、すみやかに掩体にすることができる。この際、利用方法を適切に定めるとともに、改修のため異色の土をばらまかないようにする。

利用の要領については、第6図参照。

第6図 弾痕の利用要領



第3章 目標の発見・判定

第1節 概 説

第14. 要 旨

隊員は、戦闘間正確かつ奇襲的な射撃あるいは的確な報告又は指示ができるように、目と耳を利用し、敵が所在すると思われる地域を周到に視察して、迅速に目標を発見し、正確にその位置を判定できなければならない。

第15. 目標の発見・判定の訓練

目標の発見・判定の訓練にあたっては、目標の発見要領、距離の判定、ミルの測定、方位の判定、目標・地点の指示等の基礎的な事項について訓練を行なうとともに、他の訓練と密接に連携して行ない、常にその程度の向上を図らなければならない。

第2節 目標の発見要領

第16. 目標の発見要領の訓練

1. 目標の発見要領を訓練するには、まず人員、火器、掩体、車両等の各種目標の見えぐあい及びその特徴等に

ついて訓練した後、次いで、これらが発見する要領について訓練する。この際、発見の糸口となる地形の判断あるいは兆候の発見について訓練するとともに、発見した目標については、その行動等を正確に見きわめ、かつ、今後の行動等を予想できる能力を与えることが必要である。

2. 目標は、常に実戦的な状況を現示するように留意する。たとえば、近距離に行動させる敵兵等は、その現出時間を至短時間とする。

3. 目標発見の糸口となる地形の判断あるいは兆候の発見については、各種の要領を十分体得理解させる必要がある。特に狙(そ)撃手、機関銃手等には、発見した目標と地形の判断を基礎として逐次敵部隊の全様をつかみ、この間敵の指揮官、自動火器、監視・観測所、無線手等が発見できるように訓練する。

監視要領及び目標の兆候については、「外哨及び斥候」参照。

第3節 距離の判定

第17. 目測による距離の判定

目測は、距離判定のためしばしば用いられる方法であり、

隊員はこれに熟達しなければならない。

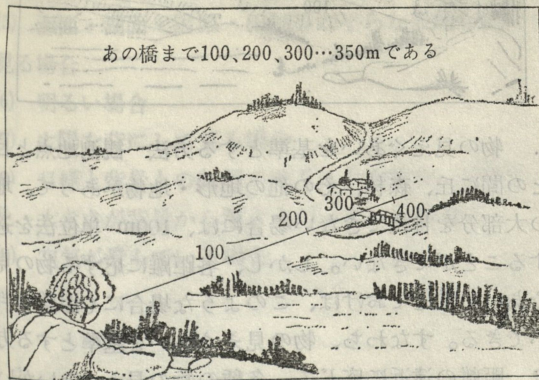
目測には、「100m 単位法」と「物の見えぐあいを基準とする方法」の二つの方法がある。

1. 100m 単位法 100m 単位法は、各人の頭の中に、100mの長さのものさし(100m尺)を思い浮かべ、このものさしを単位として距離を目測する方法である。

(1) 500m以下の場合(第7図参照) 500m以下の場合には、100m 尺をそのまま当てはめて、観測地点から、100、200、300……等と100mごとの各地点を次々と設想して目測する。

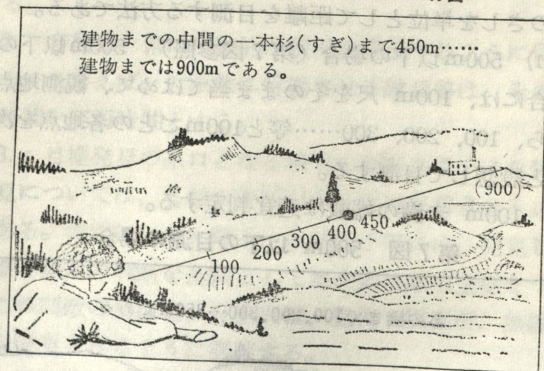
100m 未満の端数は適宜判定する。

第7図 500m 以下の目測の場合



(2) 500m以上の場合(第8図参照) 500m以上の場合には、まず、観測地点と目標との中間点を選定し、この点までの距離を前(1)の要領で目測し、これを2倍する。

第8図 500m以上の目測の場合



2. 物の見えぐあいを基準とする方法 観測地点と目標との間に丘、森林、その他の地形・地物があって、地面の大部分を目視できない場合には、100m 単位法を適用することができない。しかし、各距離に応ずる物の見えぐあいを覚えておけば、このような場合にも距離の判定ができる。すなわち、物の見えぐあいを基準とする方法は、距離の遠近に応じて、各種の物の見えぐあいがいか

に変わるかをあらかじめ記憶しておき、この記憶に基づいて、距離を判定する方法である。

第18. 目測に影響する諸要素

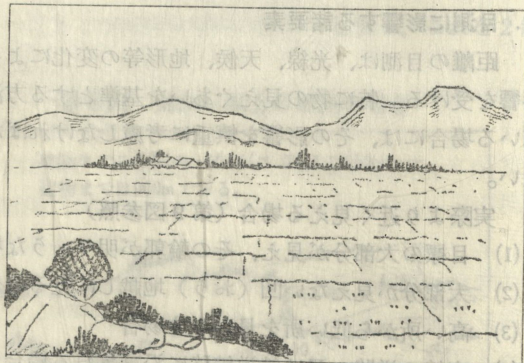
1. 距離の目測は、光線、天候、地形等の変化によって影響を受ける。特に物の見えぐあいを基準とする方法を用いる場合には、その影響を慎重に考慮しなければならない。

2. 実際より近く見える場合(第9図参照)

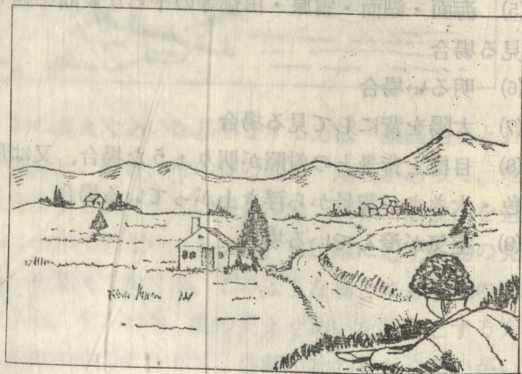
- (1) 目標の大部分が見え、その輪郭が明りょうな場合
- (2) 大部分が見えない凹(おう)地越しに見る場合
- (3) 高い所から低い所を見おろす場合
- (4) 直線の道路、又は鉄道線路に沿って見る場合
- (5) 海面・湖面・雪原・田畑等の平らな表面を通して見る場合
- (6) 明るい場合
- (7) 太陽を背にして見る場合
- (8) 目標と背景との対照が明りょうな場合、又は形・色・大きさが背景から浮き上がっている場合
- (9) 空気が澄んでいる場合

第9図 実際より近く見える場合

1. 一樣な面を見渡す場合



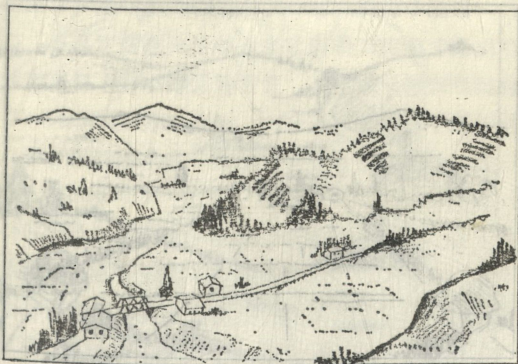
2. 物体がはっきり見える場合



3. 大部分が見えない低地を見おろす場合



4. 高所から見おろす場合



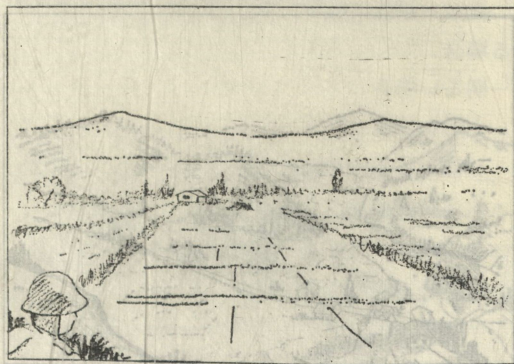
第3章 目標の発見・判定

3. 実際より遠く見える場合 (第10図参照)

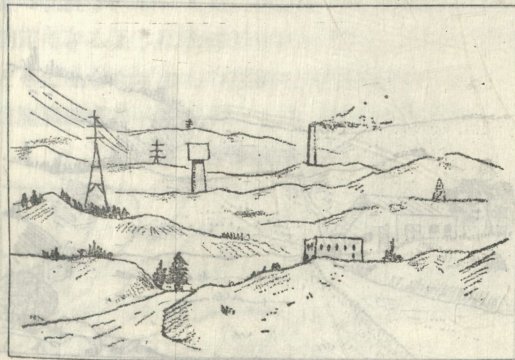
- (1) 目標の一部しか見えない場合
- (2) 目標が周囲に比して小さい場合
- (3) 全部が見える凹地越しに見る場合
- (4) 低い所から高い所を見上げる場合
- (5) 曲線道路、峡谷、林道のように視界が狭くて制限されている場合
- (6) 薄暮、れい明、雨・雪天、霧等光線の弱い場合
- (7) 太陽に面して見る場合
- (8) 目標と背景又は地形との識別が困難な場合

第10図 実際より遠く見える場合

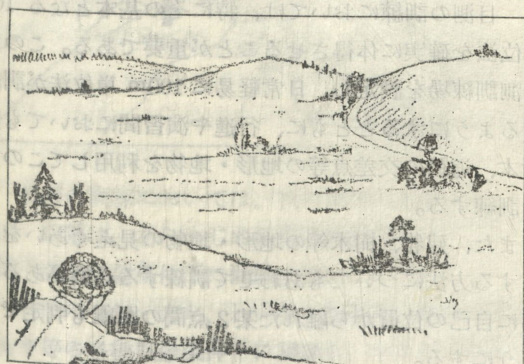
1. 光が弱い場合又は霧がある場合



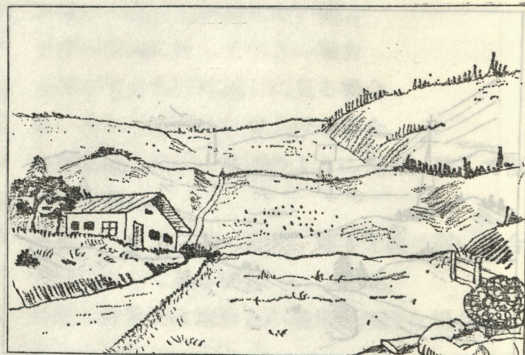
2. 物体の一部しか見えない場合



3. 大部分が見える低地を見おろす場合



4. 低地から高地を見上げる場合



第19. 目測の訓練

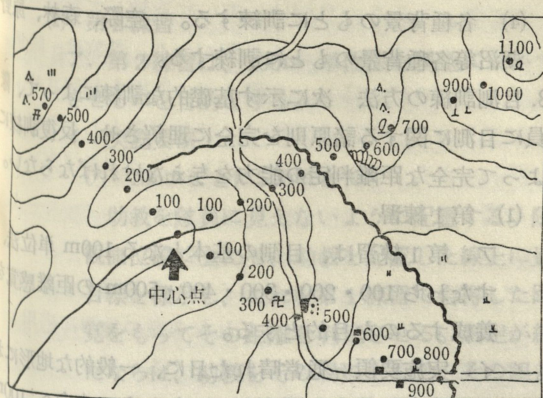
1. 目測の訓練においては、特にその基本となる 100m 単位法を確実に体得させることが重要である。このため、目測訓練場を設定し、日常輕易に 100m 単位法が訓練できるようにするとともに、行進や演習間においても建物、樹木、道路の交差点等の地形・地物を利用してこの方法を訓練する。

また、建物、樹木等の地形・地物の見えぐあいを基準とする方法についてもあわせて訓練する必要がある。さらに自己の位置から離れた某 2 点間の距離も判定できるようにする。

訓練にあたっては、特に個人指導を重視するとともに、各種の状況下においても、誤差が常に実距離の15%以下に測定できるように演練しなければならない。この際、主として1,000m までの距離の判定を重視する。

目測訓練場の一例については、第11図参照。

第11図 目測訓練場の一例



2. 目測の訓練においては、次の事項に着意する。

- (1) 距離は、あらかじめ正確に実測する。
- (2) 各種気象条件下に訓練する。

日照の有無・方向、れい明・薄暮時、降雨・降雪時、もや等の各種気象条件下に訓練し、それらの影響を体

得させる。

(3) 各種の地形において訓練する。平地、山地、見上げる場合、見おろす場合、河川、海、湖沼等各種の地形において訓練し、それらの影響を体得させる。また、訓練にあたっては、つとめて未知の地形を利用する。

(4) 各種背景のもとに訓練する。空際、森林、原野、湖沼等各種背景のもとに訓練する。

3. 目測訓練の方法 次に示す基礎的な訓練によって、隊員に目測に関する諸原則を完全に理解させ、反復訓練によって完全な距離判定の能力を与えなければならない。

(1) 第1練習

ア. 第1練習は、目測の基本となる100m単位法、すなわち100・200・300・400・500mの距離感覚を養成するのを目的とする。

イ. 実施要領 通常晴れた日に、一般的な地形において適当な基点を選定し、これから一方へ100mごとに500mまで杭(くい)を立て、500m離れても確認できるような標識をつける。

その後100・200・300・400・500mの距離感覚を養成するため、まず400mの標識地点に行き、500m標識に面し、100mの距離感覚を会得させる。次に

300mの標識地点にもどり、500m標識に面し、200mの距離感覚を会得させる。このようにして200・100m及び基点において300・400・500mの距離感覚を会得させる。

この目測訓練は、一方だけでなく他の方向に対しても実施する。

(2) 第2練習

ア. 第2練習は、100m単位法を現地において適用させるのを目的とする。

イ. 実施要領

(ア) 100mごとに500mまで

助教を隊員に見えないように配置する。隊員を観測位置に立たせ、助教を配置した線上に適宜各目標を標示し、これを第1練習で会得した距離感覚をもってその距離を判定させる。判定が終わったならば、助教をその場に立たせ、その誤差を確認させる。

(イ) 500m以上の訓練を行なう場合には、前(ア)と同じく100mごとに助教を配置する。隊員に目測させるにあたっては、まず、その中点までの距離を報告させた後、実際に中点にいる助教をその場に立たせ、その誤差を確認させる。

700mであり、10まで数えてさらに2数えれば1,200mである。

(2) 弾丸の飛行音と発射音を利用する方法 弾丸の飛行音は、弾丸の飛行する速度が速いときは「パン」と聞こえ、おそい場合は「シュウン」と聞こえる。したがって、飛行音「パン」又は「シュウン」と、続いて聞こえる発射音「トン」との時間間隔を測定し、これに基づいて距離を判定する。時間間隔が0.8秒のときはその距離は800mである。

この方法を用いる距離の判定は、誤差が大きく、かつ、これを用いるには熟練を要する。しかし、敵火器の火光の発見が困難なとき、又は壕内等に隠蔽しているときにおいても利用できる。

3. 射弾による方法 曳(えい)光弾又は普通弾を発射して、その弾着と照準具の目盛を照合することにより距離を測定することができるが、奇襲的な射撃を犠牲にする。

4. 地図による方法 地図又は航空写真(写真地図)の縮尺が大きく、自己の位置と目標の位置をともに図上に標定できるときは、その2点間の距離を求めることができる。

その要領については、「地図の見方」参照。

第4節 ミルの測定

第21. ミル及びミル公式

1. ミルとは、角度の単位であり、1ミルは、円周の6,400分の1の弧に対する中心角であるが(1度は、約17.8ミルである。)、実用上は、1,000mの距離において1mの幅を見る角度を1ミルとして使用する。また、これは、3,000mの距離において3mの幅を見る角と同じである。

2. ミル公式は、前項の関係を公式で表わしたものであり、射撃諸元の計算等各種の計算に用いられる。

ミル公式によって出された数値は、400ミル以内は正確で、600ミルまでは有効であるが、600ミル以上においては、誤差が大きくなる。

(1) ミル公式(第12図参照)

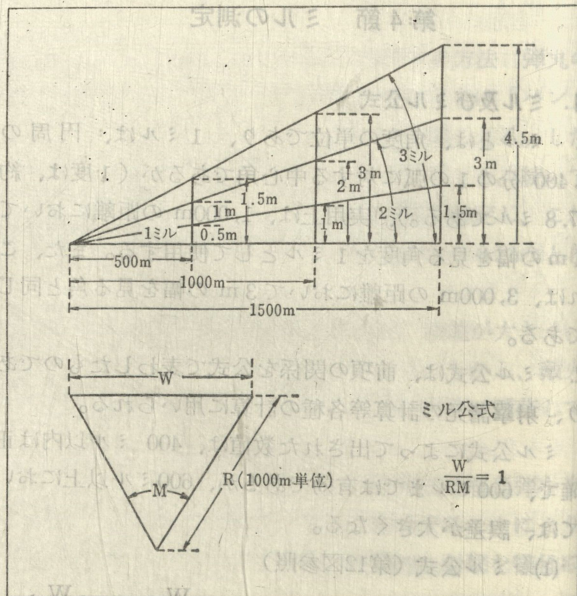
$$\frac{W}{RM} = 1 \quad (\text{又は } W = RM, \quad R = \frac{W}{M}, \quad M = \frac{W}{R})$$

注 M ミル

R 1,000m単位の距離数(たとえば、1,200mならば1.2である。)

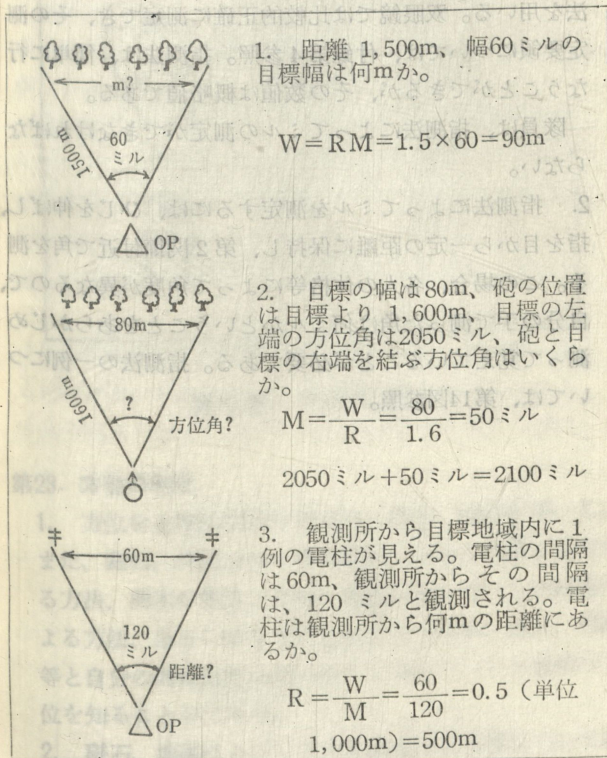
W m単位の幅の数

第12図 ミル及びミル公式



(2) ミル公式の利用による計算の一例 (第13図参照)

第13図 ミル公式の利用による計算の一例



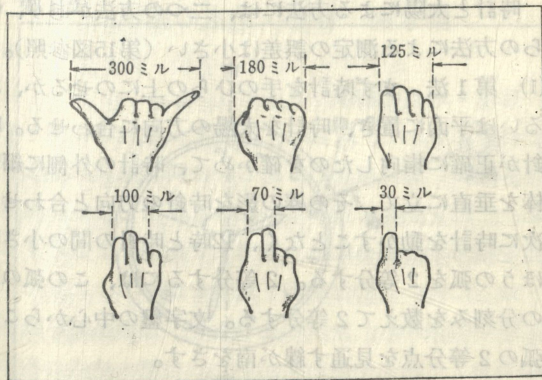
第22. ミルの測定方法

1. ミルを測定するには、測角器材（双眼鏡等）や指測法を用いる。双眼鏡では比較的正確に測定でき、その測定要領については、付録第4参照。指測法は、簡単に用いることができるが、その数値は概略値である。

隊員は、指測法によってミルの測定ができなければならない。

2. 指測法によってミルを測定するには、ひじを伸ばし、指を目から一定の距離に保持し、第2関節付近で角を測る。この場合、各人の体格等によって角度が異なるので、自分の手で測った角は何ミルかということをあらかじめ測って覚えている必要がある。指測法の一例については、第14図参照。

第14図 指測法の一例



第5節 方位の判定

第23. 方位の判定

1. 方位を正確に判定するには、磁石、地図を用いる。また、磁石、地図がない場合には、時計と太陽を併用する方法、樹木の繁茂・年輪、家屋の建っている方向等による方法、あるいはすでにわかっている山、河川、部落等と自分の関係位置を調べることに等しい方法等によって概略の方位を知ることができる。

2. 磁石、地図によって方位を測定する要領については、

「地図の見方」参照。

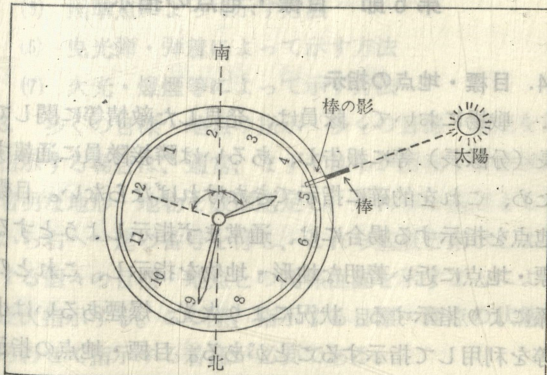
3. 時計と太陽による方法には、二つの方法があり、これらの方法による測定の見誤差は小さい(第15図参照)。

(1) 第1法 まず時計を手のひらの上にのせるか、あるいは平面に置き、時計を太陽の方向に合わせる。時針が正確に指向したのを確かめて、時計の外側に細い棒を垂直に立て、その棒の影を時針の方向と合わせる。次に時計を動かすことなく、12時と時針の間の小さい弧を2等分する。2等分するには、この弧の間の分刻みを数えて2等分する。文字盤の中心からこの弧の2等分点を見通す線が南をさす。

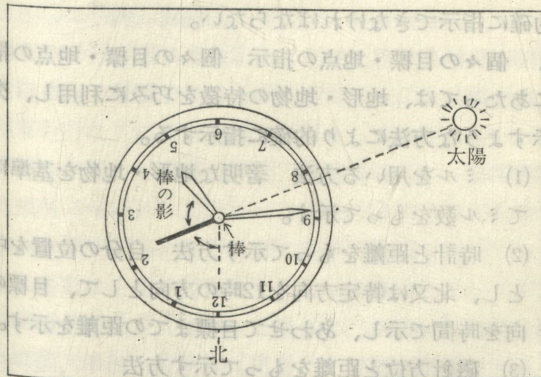
(2) 第2法 時計を第1法の要領によって水平に保ち、その中心に細い棒を垂直に立て、その棒の影を時針と12時の方向の2等分線上に導けば、12時の方向が北を示す。

第15図 時計と太陽による方位の判定

1. 第1法



2. 第2法



第6節 目標・地点の指示

第24. 目標・地点の指示

1. 戦場において、隊員は、発見した敵情等に関して班長（分隊長）等に報告し、あるいは隣接隊員に通報するため、これを的確に指示できなければならない。目標・地点を指示する場合には、通常まず指示しようとする目標・地点に近い著明な地形・地物を指示し、これとの関係により指示する。状況により火光、爆煙あるいは小銃等を利用して指示することがある。目標・地点の指示は、敵弾下においても巧みに隠蔽し、好機をとらえて迅速・的確に指示できなければならない。

2. 個々の目標・地点の指示 個々の目標・地点の指示にあたっては、地形・地物の特徴を巧みに利用し、次に示すような方法により的確に指示する。

- (1) ミルを用いる方法 著明な地形・地物を基準にしてミル数をもって示す。
- (2) 時計と距離をもって示す方法 自分の位置を中心とし、北又は特定方向を12時の方向として、目標の方向を時間で示し、あわせて目標までの距離を示す。
- (3) 磁針方位と距離をもって示す方法

- (4) 写景図によって示す方法
 - (5) 照準点によって示す方法
 - (6) 曳光弾・弾着によって示す方法
 - (7) 火光・爆煙等によって示す方法
3. 多くの目標・地点の指示 多くの目標・地点を逐次指示する場合は、通常、まずそれらが所在する地域内に著明な地形・地物を数個選定し、これらを基点として左から右へ一連の番号を付し、これら基点と指示しようとする個々の目標・地点との関係位置を示すことによって逐次指示する。この際、指示する目標・地点の状態等をあわせて指示する着意が必要である。

式代十示丁、一ノコ図景等 (1)

第6節 照準を以て示す方法

式代十示丁、一ノコ首領・準式史 (2)

第24. 目標・地点を以て示す一ノコ準照點・光火 (3)

式代十示丁、一ノコ準照點・光火 (4)

式代十示丁、一ノコ準照點・光火 (5)

式代十示丁、一ノコ準照點・光火 (6)

式代十示丁、一ノコ準照點・光火 (7)

式代十示丁、一ノコ準照點・光火 (8)

式代十示丁、一ノコ準照點・光火 (9)

式代十示丁、一ノコ準照點・光火 (10)

式代十示丁、一ノコ準照點・光火 (11)

式代十示丁、一ノコ準照點・光火 (12)

式代十示丁、一ノコ準照點・光火 (13)

式代十示丁、一ノコ準照點・光火 (14)

式代十示丁、一ノコ準照點・光火 (15)

式代十示丁、一ノコ準照點・光火 (16)

式代十示丁、一ノコ準照點・光火 (17)

式代十示丁、一ノコ準照點・光火 (18)

式代十示丁、一ノコ準照點・光火 (19)

式代十示丁、一ノコ準照點・光火 (20)

式代十示丁、一ノコ準照點・光火 (21)

式代十示丁、一ノコ準照點・光火 (22)

式代十示丁、一ノコ準照點・光火 (23)

式代十示丁、一ノコ準照點・光火 (24)

第4章 射撃と運動

第1節 射撃

第25. 要旨

1. 戦闘間、前進を容易にし、あるいは命ぜられた陣地を確保するため、常に好機をとらえて正確・迅速に射撃しなければならない。

戦場の目標は、通常見えにくく、かつ、隠顕又は移動する。このため、隊員は、予想される敵の位置を判断し、すみやかにこれを発見し、その距離を正確に判定するとともに小銃、機関銃、ロケット発射筒等に正しく射距離を測合し、照準点を定め、的確な射撃姿勢及び射撃動作によって射撃することが重要である。この際、迅速な射撃を行なうため不正確な射撃をしてはならない。また、距離の判定、射距離の測合、装填(てん)、故障排除等は遮蔽(へい)して行ない、射撃の時期・方法を適切にし、射弾を修正すること等は重要である。

2. 隊員は、通常射撃号令によって射撃を行なうが、射撃の細部が示されなかった場合は、みずから射撃目標、射距離、単射・短連射(連射)、射撃速度等を決定して

射撃を行なう。

3. 武器・弾薬の機能を完全に維持するため、戦闘間においても寸暇を惜しんで点検・手入れを行なうとともに、その取扱いをていねいにしなければならない。特に機関銃手にとっては、銃の操作及び故障排除に習熟する必要がある。

第26. 射撃の訓練

1. 射撃の訓練においては、射撃予習と実弾による射撃を常に密接に関連させて十分に演練し、逐次目標の発見、隠蔽・掩蔽、運動等の訓練を付加させなければならない。

2. 射撃術訓練については、「64式7.62mm小銃」、「62式7.62mm機関銃」、「89mmロケット発射筒」参照。

本節においては、主として小銃手、機関銃手による地形・地物を利用する射撃、隊員相互の協同による射撃について記述する。

第27. 地形・地物を利用する射撃の訓練

地形・地物の利用は、射撃効果を最大限に発揮し、あわせて射手を防護することを主眼とし、次の事項に着意して訓練する。

1. 地形・地物の利用にあたっては、つとめて依托（たぐ）するか脚を使用できるようにする。脚の使用は、敵

情、状況の緩急の度合い、地形・地物の状況、射距離等を考慮して射手みずから決定させる。

2. 目標を必ず設置し、かつ、正確な照準及び撃発を実施させる。

3. 訓練の初期においては、隊員に利用すべき地形・地物及び射撃姿勢を指定して射撃させ、次いで、地形・地物を示して隊員にみずから適切な射撃姿勢を選定させて射撃させる。最終的には、目標の状況によって各種の地形・地物の価値を判断し、適切な射撃姿勢によりの確な射撃ができるようにする。この際、応用的な射撃姿勢によって射撃できる能力も養成する。

地形・地物の利用の一例については、第16図参照。

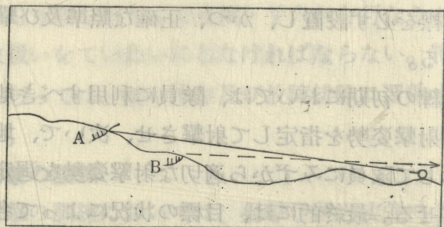
応用的な射撃姿勢の一例については、第17図参照。

4. 地形・地物の利用にあたっては、その利害及び特質を理解させるとともに、必要に応じ、これを改修する要領についても訓練する。

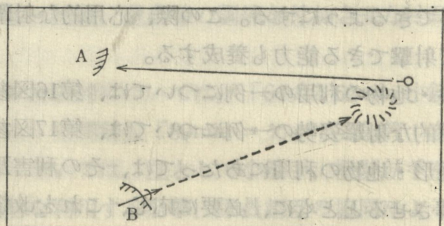
5. 射撃位置の選定の要領だけを訓練することなく、隊員みずから選定した位置における地形・地物の利用法の適否を検討し、同地において最も有効な射撃ができるように指導することが重要である。

第16図 地形・地物の利用の一例

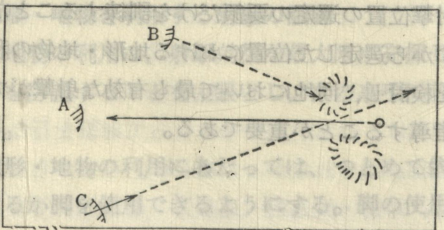
1. Bに遮蔽してAを射撃



2. Bに遮蔽してAを射撃



3. B、Cに遮蔽してAを射撃



第17図 応用的な射撃姿勢の一例

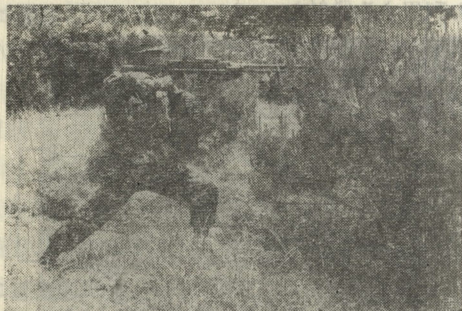
1. 堆土を利用する伏射ち



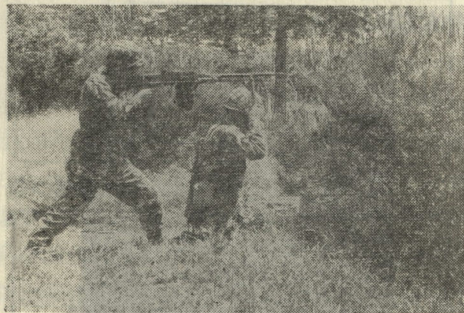
2. 遮蔽物を右に利用して反対に構えた腰射ち



3. 草地における機関銃の立ち射ち



4. 草林内において2人組で射撃する場合(小銃・機関銃)



第2節 運動

第28. 隊員相互の協同による射撃の訓練

1. 隊員相互の協同による射撃を実施するにあたっては、小銃手相互及び機関銃手と副機関銃手の協同動作を特に訓練する必要がある。この際、機関銃手と副機関銃手は、随時交代に射撃できるようにする。
2. 隊員相互の協同による射撃においては、次の事項について訓練する。
 - (1) 射撃号令の伝達
 - (2) 目標の授受、情報の交換
 - (3) 弾着の観測、射撃効果の確認
 - (4) 1目標に対する火力の集中
 - (5) 不明りょうな目標に対する射撃の反応の確認
 - (6) 射撃による制圧の持続

第2節 運動

第29. 要 旨

1. 戦闘間、隊員は、適切な運動により損害を避けてすみやかに目標又は指示された地点に前進する。このため、状況特に敵火及びわが部隊の射撃効果を判断して前進の好機を看破し、地形・地物、陰影を利用し、適切な姿勢と速度をもって各種の地形を踏破できるように訓練する

ことが必要である。この際、隣接する隊員との協同連携について着意しなければならない。

2. 運動の方法特に速度の選定は、運動の目的、敵火及び地形・地物の状態によって異なるが、敵の射撃を受けるときは、通常、早駆けで一地点から一地点へ躍進するか、あるいは地形・地物を利用して屈身又ははふくで前進する。早駆けで一躍進する距離は、地形、敵火の状況等によって一定しがたいが、敵の直射火力の効力が著しいときは通常約15m程度(約4秒)を越えないことが望ましい。敵の射撃を受けないか、あるいは敵の射撃を受けても有効でないときは、駆け足又は速足で移動することがある。

第30. 運動の訓練

運動の訓練においては、最初は簡単な状況下で各種の地形において各種の運動を軽快機敏に行なう能力を養成し、逐次複雑、困難な戦況、地形において、みずから判断し、運動能力を発揮し、状況に適合するように行動し、隣接する隊員と連携して適切な運動ができるように訓練しなければならない。

また、この訓練は、体育の訓練と並行して行ない、体力・気力の養成と野外運動技術の向上を図ることが必要である。

第31. 伏せの姿勢

隊員に伏せの姿勢をとらせるには、次の号令を下す。

「伏せ」

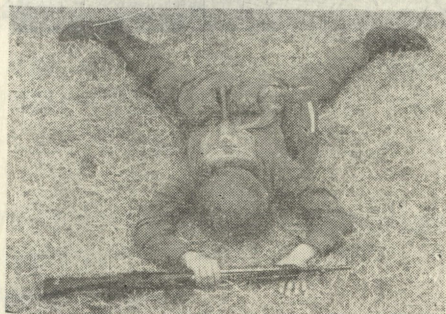
1. 小銃手

(1) 小銃手は、伏射ちの姿勢に準じて伏せの姿勢をとる。この際、次の事項に注意する。

ア. 頭はつとめて低くするが、眼は敵の方あるいは班長、分隊長又は組長(以下「班長等」という。)を注視する。

イ. 右手で銃の中心部付近を握り、銃口に土、砂等がはいらないように銃を左手の甲の上に置く(第18図参照)。

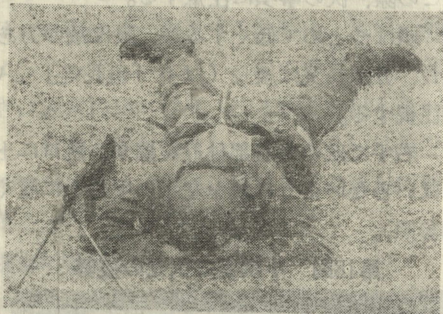
第18図 小銃手の伏せの姿勢



(2) 脚使用の場合は、「脚使用、銃右」又は「脚使用、銃前(まえ)」の指示をした後、脚を使用する伏射ちの姿勢に準じて伏せの姿勢をとる(第19図参照)。

第19図 小銃手の脚使用の場合の伏せの姿勢

1.

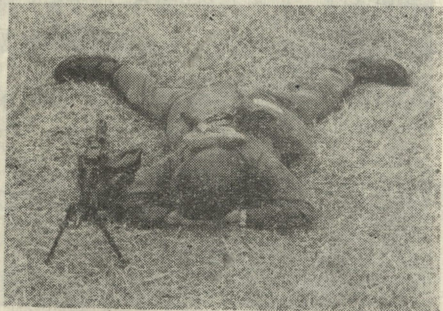


機関銃手の脚使用の場合の伏せの姿勢



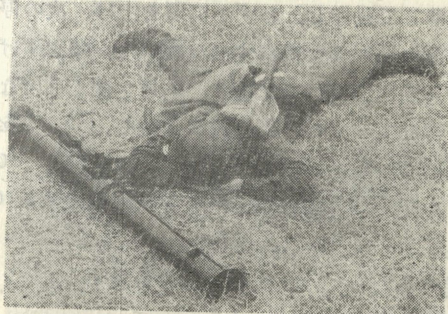
2. 機関銃手(2脚架) 銃を体の右側に置き、両手を握ったまま地面について体を一挙に後ろに伸ばして伏せる。伏せたならば両手の手のひらは、右手を上にして互いに合わせる(第20図参照)。

第20図 機関銃手（2脚架）の伏せの姿勢



3. ロケット射手 小銃手に準ずるが、ロケット発射筒（以下「筒」という。）は、体の斜め右前方に置き、両手の手のひらは右手を上にして互いに合わせる（第21図参照）。

第21図 ロケット射手の伏せの姿勢



第32. 発進

発進は、その方法、要領が状況、地形に適合し、しかも迅速・確実に実施できなければならない。特に伏射ち（伏せ）の姿勢から早駆けに移る動作に習熟することが重要である。本条においては、伏射ち（伏せ）の姿勢から早駆けをもって発進する要領について記述する。屈身又はほふくをもって発進する要領については、第35条、第36条を参照。

伏射ち（伏せ）の姿勢をしている隊員を発進させるには、次の号令を下す。

「早駆け」 「前へ」

この際、あらかじめ次の停止地点を示すことがある。

第4章 射撃と運動

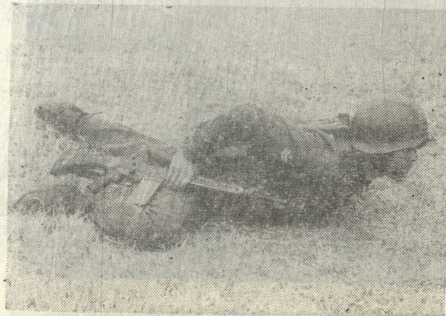
1. 小銃手は、「早駆け」の予告で、「射ち方やめ」の要領に準じて動作し、わずかに頭を上げ、次の停止地点又は前方の地形等を視察する。次いで、頭を下げ、右手で銃の被筒部後端付近を握り、右足を深く曲げながら銃を引き寄せて右大たい部付近に保持し、つま先をしっかりと地面につける。「前へ」の動令で一挙に左手で体を起こし、左足を前に踏み出し低い姿勢で発進する（第22図参照）。

発進にあたっては、次の事項に着意する。

- (1) 発進準備を迅速にする。
- (2) 発進準備のため著しく姿勢を大きくしない。
- (3) 体を起こし、踏切りを確実にこなす。
- (4) 前進方向を誤らない。
- (5) 銃口を地面に突っ込まない。

第22図 小銃手の発進要領

1.



2.

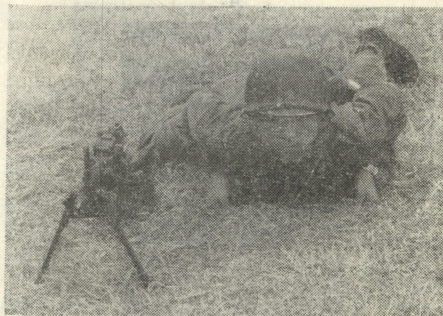


第2節 運動

2. 機関銃手（2脚架）は、「早駆け」の予令で、伏射ちのときは銃を肩からおろし必要に応じ「弾（たま）抜け」を行ない、次の停止地点又は前方の地形等を視察し、右ひざを曲げて発進の準備をする。「前へ」の動令で両手で一挙に体を起こし、左足を1歩前に踏み出すとともに、右手をもって銃の提把（は）を、要すれば左手をもって銃の左脚を握り、銃を体の右側に保持して前進する（第23図参照）。

第23図 機関銃手（2脚架）の発進要領

1.



第4章 射撃と運動

1. 小銃手は、静要動表の3.



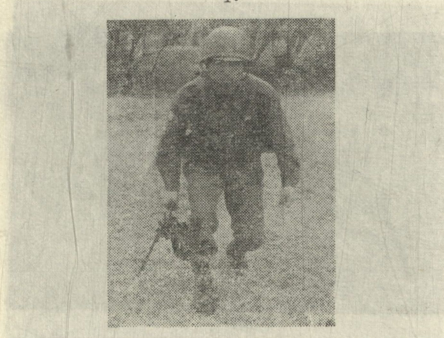
4.



操 縦 2. (早 駆 け) 3. 射 撃 態 勢



4.



3. ロケット射手は、「早駆け」の予告で、伏せの姿勢のときは、わずかに頭を上げ、次の停止地点又は前方の地形等を視察し、両ひじを曲げて両手を地面につけ右足を深く曲げて発進の準備をする。「前へ」の動令で両手で一挙に体を起こし、左足を1歩前に踏み出すとともに両手で筒を持ち上げ、右腕で筒の上から肩当て付近を抱(かか)え込み、左手は用心金を握り前進する(第24図参照)。

第24図 ロケット射手の発進要領

1.



2.

3.



第33. 早 駆 け

1. 早駆けにおいては、新地点に最も速い速度で疾走する。この際、特に前進方向の敵情に注意する。
2. 早駆け間の小銃、機関銃（2脚架）、筒の保持は、次のとおりである。
 - (1) 小銃手 小銃手は、通常右手をもって銃の被筒部後端付近を握り、銃口を上にして保持する。必要に応じ控え銃をすることがある。
 - (2) 機関銃手（2脚架）及びロケット射手は、銃、筒を前条の要領で保持する。

第34. 停 止

1. 前進している隊員を停止させるには、次の号令を下

す。

「止まれ」

「止まれ」の号令で、隊員は、通常伏射ち（伏せ）の姿勢をとる。

- (1) 小銃手 前進間右手に小銃を保持しているときは、要すればやや跳躍して前進を制し、左足を踏み出した後、左ひざ、次いで左手を地につけ、左半身から伏射ち（伏せ）の姿勢をとる。前進間控え銃をしているときは、事前に右手に銃を持ち換え、上記の姿勢に移る（第25図参照）。

第25図 小銃手が銃を右手に保持している場合の停止

1.



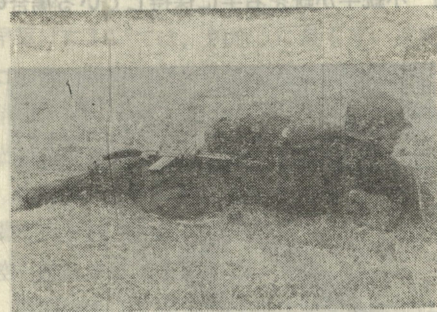
2.

2.

3.

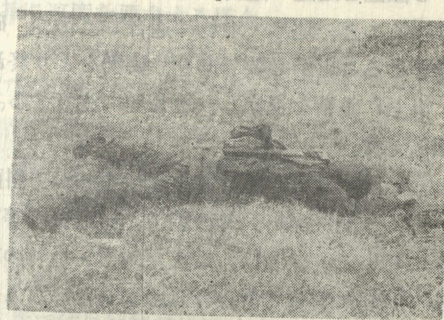


3.



第34. 停止

1. 前進している隊員を停止させるには、次の命令



(2) 機関銃手 (2脚架) 機関銃の提把を右手で保持しているときは、左足を大きく1歩前に踏み出し、右ひざをついた後、銃を正確に目標の方向に指向し、要すれば左手をもって脚の振動を止め、左足の右側に据(す)えた後、その後方に伏射ち(伏せ)の姿勢をとる。この際、銃の脚部を破損しないように留意する。

(3) ロケット射手 筒を抱えて前進しているときは、左足を大きく1歩前に踏み出し、右ひざをついた後、筒を正確に目標(前進)の方向に指向しておき、その斜め後方に伏射ち(伏せ)の姿勢をとる。この際、筒の先を地面に突っ込まないように留意する。

2. 停止においては、早駆けからすみやかに伏射ちの姿勢に移ることに習熟する必要がある。停止にあたっては、

停止する位置を迅速・適切に選定すること、すぐに低い姿勢に移ること、地形・地物に適合し、かつ、確実に射撃姿勢をとることが必要であり、姿勢をとり終わったならば、直ちに敵情を視察し、班長等に注意する。

第35. 屈身

屈身は、敵眼・敵火を避けて小起伏のわが方斜面、地際(げき)内、土塀(べい)等の後方、交通壕内等を小移動する場合に用いる。隊員は、敵火、地形・地物の状況に応じ輕易かつ適切に実施できなければならない。このため、訓練にあたっては地形・地物に応じ腰、ひざを曲げて屈身の高さを変えることに習熟させるとともに、また、前進方向を維持し、かつ、その移動速度の増大を図るように留意する。また、ある程度持続できる能力を付与することが必要である。

屈身時、小銃等の保持は早駆けのときに準ずるが、銃口を地面等に触れないように注意する。

第36. ほふく

1. ほふくは、つとめて低い姿勢で敵眼・敵火を避け、なるべく早く移動できることが必要である。また、実施にあたっては、方向の維持及び武器、防護マスク等の保護について注意する。
2. ほふく要領は、次のとおりである。

(1) 特に速度を要求する場合

ア. 上体を起こしてはふくする要領

(ア) 小銃手

a. 姿勢をとるには、左指をそろえて左ひじを前に張り出して、腕を伸ばし、左ひざを立てて体をささえるか、体の左側面を地につけて横臥(が)し、左指をそろえて左ひじを前に張り出し腕を伸ばすか又は左ひじで体をささえる。右手で銃の被筒部後端付近を握り、右大たい部付近に保持する。左足は右足の下に深く曲げる。右足は曲げてそのかかどが左足の足首付近にくるようにする。横臥した場合には、靴(くつ)の内側を地面につけるとともに、右ひざが立ち上がらないように注意する。頭は十分左に向け、前進方向を注視する。

b. 前進するには、右足のかかどで地面をけって体を推進し、十分に体が伸び切ったならば、左手又は左ひじをさらに前方に出し、右足を曲げる。以上この動作を繰り返して前進する。この際、銃口、剣先を敵に暴露させないように注意するとともに、小銃は、右大たい部付近にしっかり保持する(第26図参照)。

停止する位置を迅速・適切に選定すること、すぐに低い姿勢に移ること、地形・地物に適合し、かつ、確実に射撃姿勢をとることが必要であり、姿勢をとり終わったならば、直ちに敵情を視察し、班長等に注意する。

第35. 屈身

屈身は、敵眼・敵火を避けて小起伏のわが方斜面、地障(げき)内、土塀(べい)等の後方、交通壕内等を小移動する場合に用いる。隊員は、敵火、地形・地物の状況に応じ軽易かつ適切に実施できなければならない。このため、訓練にあたっては地形・地物に応じ腰、ひざを曲げて屈身の高さを変えらるゝことに習熟させるとともに、また、前進方向を維持し、かつ、その移動速度の増大を図るように留意する。また、ある程度持続できる能力を付与することが必要である。

屈身時、小銃等の保持は早駆けのときに準ずるが、銃口を地面等に触れないように注意する。

第36. ほふく

1. ほふくは、つとめて低い姿勢で敵眼・敵火を避け、なるべく早く移動できることが必要である。また、実施にあたっては、方向の維持及び武器、防護マスク等の保護について注意する。
2. ほふく要領は、次のとおりである。

(1) 特に速度を要求する場合

7. 上体を起こしてほふくする要領

(ア) 小銃手

a. 姿勢をとるには、左指をそろえて左ひじを前に張り出して、腕を伸ばし、左ひざを立てて体をささえるか、体の左側面を地につけて横臥(が)し、左指をそろえて左ひじを前に張り出し腕を伸ばすか又は左ひじで体をささえる。右手で銃の被筒部後端付近を握り、右大たい部付近に保持する。左足は右足の下に深く曲げる。右足は曲げてそのかかどが左足の足首付近にくるようにする。横臥した場合には、靴(くつ)の内側を地面につけるとともに、右ひざが立ち上がらないように注意する。頭は十分左に向け、前進方向を注視する。

b. 前進するには、右足のかかどで地面をけって体を推進し、十分に体が伸び切ったならば、左手又は左ひじをさらに前方に出し、右足を曲げる。以上この動作を繰り返して前進する。この際、銃口、剣先を敵に暴露させないように注意するとともに、小銃は、右大たい部付近にしっかり保持する(第26図参照)。

停止する位置を迅速・適切に選定すること、すぐに低い姿勢に移ること、地形・地物に適合し、かつ、確実に射撃姿勢をとることが必要であり、姿勢をとり終わったならば、直ちに敵情を視察し、班長等に注意する。

第35. 屈身

屈身は、敵眼・敵火を避けて小起伏のわが方斜面、地隙（げき）内、土塀（べい）等の後方、交通壕内等を小移動する場合に用いる。隊員は、敵火、地形・地物の状況に応じ軽易かつ適切に実施できなければならない。このため、訓練にあたっては地形・地物に応じ腰、ひざを曲げて屈身の高さを変えることに習熟させるとともに、また、前進方向を維持し、かつ、その移動速度の増大を図るように留意する。また、ある程度持続できる能力を付与することが必要である。

屈身時、小銃等の保持は早駆けのときに準ずるが、銃口を地面等に触れないように注意する。

第36. ほふく

- ほふくは、つとめて低い姿勢で敵眼・敵火を避け、なるべく早く移動できることが必要である。また、実施にあたっては、方向の維持及び武器、防護マスク等の保護について注意する。
- ほふく要領は、次のとおりである。

(1) 特に速度を要求する場合

ア. 上体を起こしてほふくする要領

(ア) 小銃手

a. 姿勢をとるには、左指をそろえて左ひじを前に張り出して、腕を伸ばし、左ひざを立てて体をささえるか、体の左側面を地につけて横臥（が）し、左指をそろえて左ひじを前に張り出し腕を伸ばすか又は左ひじで体をささえる。右手で銃の彼筒部後端付近を握り、右太たい部付近に保持する。左足は右足の下に深く曲げる。右足は曲げてそのかかどが左足の足首付近にくるようにする。横臥した場合には、靴（くつ）の内側を地面につけるとともに、右ひざが立ち上がらないように注意する。頭は十分左に向け、前進方向を注視する。

b. 前進するには、右足のかかどで地面をけって体を推進し、十分に体が伸び切ったならば、左手又は左ひじをさらに前方に出し、右足を曲げる。以上この動作を繰り返して前進する。この際、銃口、剣先を敵に暴露させないように注意するとともに、小銃は、右太たい部付近にしっかり保持する（第26図参照）。

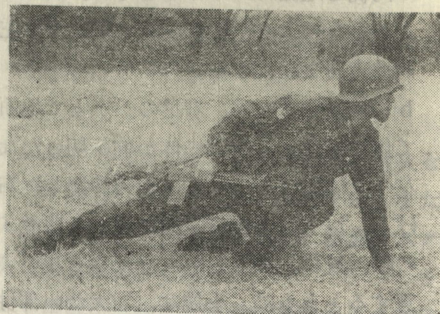
第26図 小銃手の上体を起こしてほふくする要領

1. 左腕を伸ばし左ひざを立てた場合

(1)



(2)



（照空図02集）ふて社利りふ

2. 横臥して左腕を伸ばした場合

(1)



(2)



第4章 射撃と運動

3. 横臥して左ひじで体をささえた場合



c. 小銃の脚を使用している場合は、通常脚をたたんだ後上記の要領によりほふくを行なう。

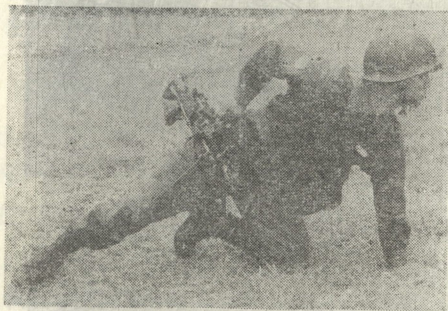
d. M1型ライフルを持つ小銃手の動作については、上記の要領に準ずる。

(イ) 機関銃手 機関銃手は、右手で銃の提把を持って右腰付近にしっかり保持するか、又は銃の脚頭付近を持って銃口を持ち上げ、銃床部を地に托しつつ搬送するほか、小銃手の動作に準ずる(第27図参照)。

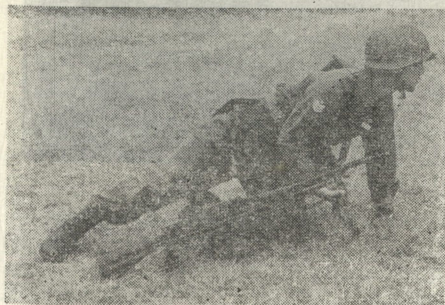
第27図 機関銃手(2脚架)の上体を起こしてほふくする要領

1. 左腕を伸ばし左ひざを立てた場合

(1)



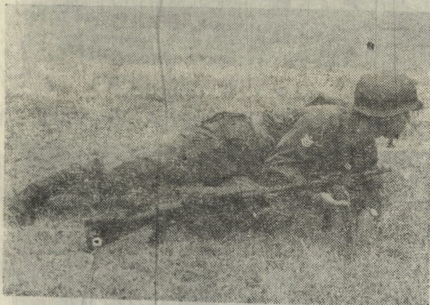
(2)



2. 横臥し左腕を伸ばした場合



3. 横臥し左ひじで体をささえた場合



第2節 運 動

(ウ) ロケット射手 ロケット射手は、右手で筒を抱え込むようにして保持し、筒口が下がらないように注意する(第28図参照)。

第28図 ロケット射手の上体を起こしてほふくする要領

1. 左腕を伸ばし左ひざを立てた場合



2. 横臥し左腕を伸ばした場合



3. 横臥し左ひじで体をささえた場合



イ. 四つんばいでほふくする要領 四つんばいの姿勢で前進する場合には、小銃、機関銃、筒は、体の右側に置いてほふくし、前進するにしたがって逐次銃、筒を前方に置く（第29図参照）。

第29図 小銃手の四つんばいでほふくする要領

1.



2. 交互にほふくする要領



(2) 特に低い姿勢を要求する場合

ア. 両ひじを交互に出すほふくの要領 このほふくは、通常小銃手だけ使用する。

(イ) 姿勢をとるには、伏せの姿勢から両ひじを前に出し、右手で銃把を、左手で被筒を握る。

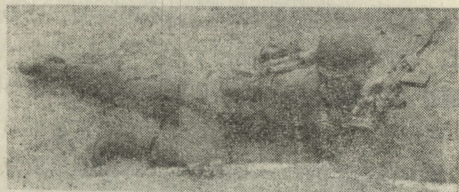
(イ) 前進にあたっては、ひじを交互に支点にして前に出し、出したひじと反対側の足を側方に曲げ、その足及びひざで体を推進する。この際、姿勢が高くなるないように腹を地面につける（第30図参照）。

第30図 両ひじを交互に出すほふくの要領

1.



2.



イ. 両腕を同時に出すほふくの要領

(ア) 小銃手

a. 姿勢をとるには、伏せの姿勢に準じて伏せ、銃は前部負いひも環に近く負いひもを握り、銃身を前腕に托す。この際、特に銃口及びスライドを地面に当てない。

- b. 前進するには、両腕を同時に前に出すと同時に右(左)足を前方に出して曲げ、両ひじを支点とし、右(左)足を伸ばして体を推進する。この際、左手で草の株等を握って体を引きつければ前進は容易になる(第31図参照)。
- c. 脚を立てたままほふくする場合は、右手で銃の脚頭付近を銃身の下から握るほか、機関銃手の動作に準ずる。

第31図 小銃手の両腕を同時に出すほふくの要領

1.



2.



(イ) 機関銃手は、銃の右脚の脚柱止め付近を右手で持ち、肩当てを地面に托したまま銃を前方に引き出す動作を繰り返すほか、小銃手の動作に準ずる（第32図参照）。

第32図 機関銃手の両腕を同時に出すほふくの要領

1.



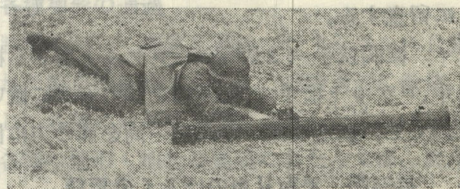
2.



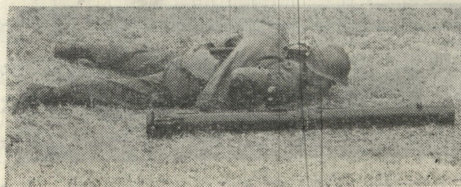
(ウ) ロケット射手 ロケット射手は、両手で筒の中央を持って筒を前方に引き出す動作を繰り返すほか、小銃手の動作に準ずる（第33図参照）。

第33図 ロケット射手の両腕を同時に出すほふくの要領

1.



2.



(3) 特に隠密を要求する場合

ア. 小銃手

(ア) この場合は、尺取り虫の要領を用い、音を出さないように注意する。

姿勢をとるには、伏せの姿勢において、両足を合わせ、足はつま立てる。銃は、銃口を左にし、両手をもって下から保持する。

(イ) 前進するには、両ひじ及び両つま先をもって

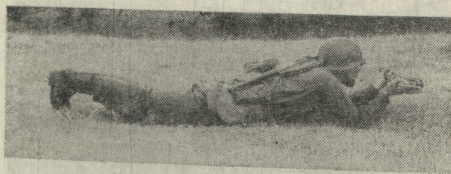
要領 体を持ち上げ、前方に推進する(第34図参照)。

この際、体を地面から離して音を出さないように留意する。

イ. 機関銃手(2脚架)、ロケット射手 機関銃手、ロケット射手は、銃・筒を体の右側に置いてほふくし、前進に伴い逐次銃・筒を前の方に置く。

第34図 尺取り虫のほふくの要領

1.



2.



(4) その他の場合 各種の応用姿勢を用いてほふくするか、又は上記の要領を適宜組み合わせる行なう。

第37. 各種地形の通過

1. 戦場において損害を避けつつすみやかに目標又は指示された地点に前進するには、適時適切に敵情、地形を判断し、各種の地形を適切に通過しなければならない。
2. 各種の地形・地物の通過にあたっては、次の事項に着意する。

(1) 錯雑地の通過にあたっては、前進方向を確実に維持するとともに、四周に対して警戒を厳にする。また、絶えず隣接する隊員と協同連携し、敵の行動、地雷・わな等の障害物を早期に発見する。この際、不意に出現する敵に対してすみやかに射撃できるように準備する。

(2) たけの高い草地あるいは成長した麦畑等を通過するにあたっては、草等が動いて発見されやすいので風を利用するか、あるいはたびたび方向を変えて通過する。

(3) 開かつ地の通過にあたっては、常に敵情に注意し、敵の射撃の中断、わが部隊の射撃によって制圧されているとき、あるいは敵の視察が中止され又はその注意力が他に指向されると予想される時期を利用して迅速

第4章 射撃と運動

に移動する。この際、利用できるすべての地形・地物を効果的に使用すが著明なものは避ける。

(4) 溝、壕の通過にあたっては、その位置、状態、準備されている敵火、地雷等についてよく確認して通過する。

壕の通過は、一般に次の要領によって行なう。

ア. とび越しができる壕であれば、壕の縁に注意し、片足を踏み切って壕の向こう側に片足で着地し、続いて前進するかその場に伏せる。

イ. 壕のとび込みにあたっては、よく底部の障害物に注意し、銃を確実に保持する。囲壁のとび越しには銃を背に負う(第35図参照)。

(5) 道路を横切の場合は、最も遮蔽された場所を選び、できるかぎり迅速に通過する。

第35図 とび込み、とび越し要領



第38. 鉄条網の通過

1. 鉄条網を通過するには、まず鉄条網の位置、種類、及びそれを掩護している火器について確認し、地雷の有無、鉄線に電流が流れていないか等についてよく点検して指揮官に報告する。通過にあたっては、地形、敵火を考慮して最も射撃を受けない所を選び、わが部隊の射撃効果及び発煙効果を有効に利用し、隣接する隊員と協同連携して迅速に通過しなければならない。

2. 電流、対人地雷等の障害物がない鉄条網を通過するには、下をくぐり抜ける方法、またぐ方法、切断して通過する方法、人員・木材等により鉄条網をつぶして通過する方法及び鉄条網の上に板、むしろ等を置き、その上を通過する方法がある。

(1) 鉄条網の下をくぐり抜ける方法 この方法は、あお向けになり、銃を腹の上におせ、鉄線を逐次あげ、かかとで体を前方において通過する。この方法は、夜間隠密に通過する場合に多く用いる。

(2) 鉄条網をまたぐ方法 この方法は、銃を背中に負うか片手に持ち、手で鉄線を握って逐次線をまたぐ。この方法は、夜間隠密に通過する場合に多く用いる。

(3) 鉄条網を切断して通過する方法

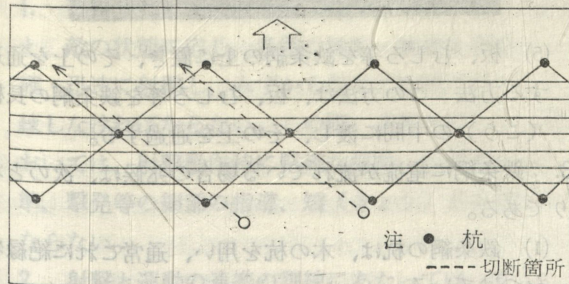
ア. この方法は、鉄線きょうで鉄条網を切断して通

過する方法で、昼間強行切断する場合と夜間隠密に切断する場合がある。

イ. 昼間鉄条網を切断して通過するには、片ひざをつくかあるいは立って迅速に切断して前進する。銃は、背中に負うか、又は地上に置く。この際、2人で同一の鉄線を同時に切り落とせば能率的であり(第36図参照)、また砲弾等により破損している部分を切断すれば簡単である。

ウ. 隠密に切断して通過する要領については、第98条を参照。

第36図 2人協同して同一の鉄線を切断する場合の切断箇所



(4) ジャ腹鉄条網をつぶして通過する方法 ジャ腹鉄条網を通過するには、人員又は資材をもってつぶして

通過するのが最も簡単である。人員をもってつばすには、まず水平鉄線を接断した後、約3mの間隔で2人又はそれ以上の隊員が同時に銃をもって鉄線を圧するようにして伏せる。この際、木材等を用いると有利である(第37図参照)。

第37図 ジャ腹鉄条網をつぶして通過する方法



(5) 板、むしろ等を鉄条網の上に置き、その上を通過する方法 この方法は、板、むしろ等を鉄条網の長杭(こう)の間に渡し、その上を通過する。

3. 鉄条網に電流が流れている場合の兆候は、次のとおりである。

(1) 鉄条網の杭は、木の杭を用い、通常これに絶縁物をつけている。

(2) 鉄条網に近づけば、鉄条網はうなりを発している。

(3) 鉄条網の下の草は、通常変色している。

(4) 鉄条網に草等を投げると、すぐに変色するか煙を発生する。

4. 爆発又は砲弾によって作られた鉄条網の破壊口を通過するには、この地点に準備された敵の射撃を考慮して、すみやかに破壊口を通過する。この際、隣接する隊員と協同連携して、他の隊員の通過を支援し、又は他の隊員から掩護を受ける。通過後なるべく早く所定の地点に移動して、破壊口付近に過度に集まらない。

第3節 射撃と運動の連携

第39. 要 旨

1. 習得した射撃術の程度に応じ、逐次これに運動を加え、敵の状態に応じ、各種の地形・地物を利用して、正確・迅速に射撃し、みずから信じて戦闘できるように訓練しなければならない。この際、実弾を用いない訓練においては、射撃動作特に堅確な姿勢、照準具の測合、照準、撃発等の細部の指導、矯(きょう)正を軽視してはならない。

2. 射撃と運動の連携の訓練にあたっては、主として射撃を伴う発進・停止、射撃間の小移動等の射撃と運動を連接するための訓練、前進方向と異なる方向の目標に対

し射撃しながら前進する動作、不意に敵に遭遇する場合の動作、隊員相互の協同連携要領等について演練する。

第40. 射撃を伴う発進・停止

1. 射撃から発進する動作

射撃から発進するには、敵に察知されないように遮蔽して射撃位置から移動し、敵の予期しない方向から軽快機敏に発進する。発進の準備は迅速に行なう。この際、銃の脚を破損しないように注意しながら一挙に後方に引いて遮蔽するとともに、機関銃においては、必要に応じ「弾抜け」を行なう。

2. 停止して射撃する動作

(1) 停止して射撃するには、あらかじめ遮蔽地点を考慮して、すみやかに停止し、遮蔽して十分準備し敵火の方向を考えて、地形・地物を利用し、迅速・正確な射撃を実施する。

敵の予期しない地点から不意に射撃する場合には、停止する位置と射撃位置を適切に選定し、地形・地物を利用して迅速に移動して射撃する。この際、味方部隊の射撃を妨害しないようにする。

(2) 脚使用の小銃及び機関銃を遮蔽して準備し、不意に射撃する場合には、あらかじめ据(きょ)銃することなく射撃姿勢をとり、目標を照準できることを確か

めた後、一挙に銃を据えて射撃する。

その要領は、次のとおりである。

ア. まず、敵の位置に対応して脚とひじの位置を定め、要すれば地形を改修する。

イ. 両手をもって銃を暴露しない所まで出し、射撃準備を行なう。

ウ. 射撃位置に銃を据えて目標を確認し、すみやかに射撃する。

第41. 射撃間の小移動

1. 射撃位置の小移動は、不意に射撃を行なう場合、射撃目標を変換する場合、敵の射撃によって捕捉(そく)されることを防止する場合、煙等によって射撃が妨げられる場合等に行なう。移動にあたっては、地形・地物あるいは交通壕等を適切に利用し、小移動の目的に適合するように実施し、形式的に陥ってはならない。

2. 小移動して行なう射撃においては、次の事項に着意する。

- (1) 小移動に終始して射撃をゆるがせにしない。
- (2) 敵に目標として捕捉されないように同じ位置における射撃時間を適切にする。
- (3) 射撃位置への進入、射撃位置からの撤去及び小移動は秘匿し、かつ、機敏に行なう。

第4章 射撃と運動

(4) 射撃にあたっては、目標を確認し、行動を秘匿して安全装置を解き、不意襲的に射撃する。

第42. 前進方向と異なる目標に対し射撃して前進する動作

前進方向と異なる方向の目標に対し射撃して前進する場合には、前進方向及び射撃方向を考慮して停止する位置及び射撃位置を選定し、正面及び側面からの敵火に対して地形・地物を利用して十分防護する。この際、他の隊員の射撃と運動を妨げないようにする。

第43. 不意に敵に遭遇する場合の動作

森林、市街地あるいは視度不良時等において、不意に敵と遭遇することが予期される場合には、随時即座に射撃できるように銃を構えながら前進し、敵を確認したならば、機先を制し、ちゅうちょすることなく連射をもって射殺する。

第44. 隊員相互の協同連携要領

1. 班、分隊あるいは組が同時に前進する場合においては、班長等の号令で発進又は停止するとともに、班、分隊あるいは組の前進方向を考慮し、隣接する隊員の速度及び前進路、利用しようとする地形・地物の状況を判断して、自己の速度、姿勢、経路を決定し、過度に一地域に集まったり、あるいは分散しない。

2. 隊員が射撃しながら各個に前進する場合には、

第3節 射撃と運動の連携

隣接する隊員の状況、敵火の状態を判断し、好機をとらえて躍進する。この際、次の停止地点及び経路を適切に選定し、隣接する隊員の射撃を妨げないようにする。また、隣接する隊員が前進するときは、射撃によってこれを支援するとともに、射撃目標を適切に選定してその前進を妨げないようにする。

また、隊員は、班、分隊あるいは組が間断のない射撃ができるように射撃と運動の調和について留意する。

第5章 突撃

第45. 要旨

突撃は、攻撃における戦闘の成否を決する重大な段階である。隊員は、必勝の信念及び旺盛な攻撃精神をもって積極果敢に突撃し、常に敵を圧倒撃滅しなければならない。

第46. 突撃の訓練

突撃の訓練を実施するにあたっては、突撃射撃、銃剣格闘等について習得した後、突撃の要領特に突撃射撃を行ない突入する要領に習熟させるとともに、各種火器の支援のもとにこれに盾接して行なう突撃、手榴弾の投擲に連携して行なう突撃、装面して行なう突撃等に習熟させ、自信をもって突撃できるように練成しなければならない。この際、隣接する隊員と適切に協同連携し、班長等を中心とし、一丸となって突撃できるように指導する。

第47. 突撃準備

1. 隊員は、突撃発起位置に近づけば、相互に連携して、ますます火力を発揮しながら逐次突撃の準備を行ない、班長等から示された突撃発起位置に至るまでにこれを完了し、班長等に報告する。この際、突撃発起位置において無意味な停止をして、突撃発起の氣勢をそいだり、ま

た、火力との協調に支障をきたさないように注意する。

2. 隊員が実施する突撃準備は、次のとおりである。

(1) 着剣し、突撃射撃のため必要な弾薬の準備及び装填を行なう。また必要に応じ手榴弾、小銃擲弾の投擲、発射準備を行なう。

(2) 班長等の命令を承知し、目標、突撃方向を確認するとともに、味方部隊の突撃支援射撃の効果を直ちに利用するため、弾着の状況を確認し、地形・地物を利用してほぶく等により極力友軍の砲弾の濃密部に近迫する。

(3) 敵情特に敵の陣地、敵兵、障害物、側防火器の状況等を適時班長等に報告する。

第48. 突撃の要領

1. 突撃の要領は、敵情、指揮官の企図、味方部隊の火力の有無・種類及び程度、地形・地物の状況等によって異なる。

突撃射撃の要領、姿勢等の細部については、「64式

7.62mm小銃」及び「62式7.62mm機関銃」参照。

2. 小銃手の突撃要領

(1) 小銃手の突撃は、通常突撃発起後、突撃射撃を実施しつつ突入距離まで近迫し突入する。

この場合においては、突撃支援射撃の突入地点に對

する最終弾を確認するか、あるいは班長等の号令で敢然と突撃を発起し、早駆けにより短切に移動しつつ通常立ち射ち、必要に応じ抱え射ちの短連射により突入距離まで近迫し、じ後通常喚声を発し突入する。突入にあたっては、通常最大速度で前進しつつ抱え射ちによる射撃を行ない敵を射殺する。必要に応じ銃剣によって敵を刺殺するか、又は銃等で打撃を加えることがある。

(2) 状況によっては、当初突撃射撃を行なわず一挙に突入距離まで早駆け等で前進して突入する要領、ある地点まで早駆けを行ない、じ後突撃射撃を行なって突入する要領、あるいは突撃発起位置から直ちに突入する要領等あらかじめ班長等から示される要領によって突撃することがある。この場合における突撃射撃及び突入の要領は、前(1)に準ずる。

3. 機関銃手(2脚架)の突撃要領 機関銃手(2脚架)は、通常、突撃発起位置付近において小銃手の行なう突撃を射撃によって支援するか、あるいは小銃手とともに突撃射撃を行ないつつ突撃を行なう。

機関銃手が突撃射撃を行ないつつ突撃を行なう場合は、小銃手と連携を保持しながら早駆けによって移動し、通常腰射ちにより連射による激烈な射撃を行なって突入距

離に近迫し突入する。

4. 手榴弾を投擲して行なう突撃においては、味方部隊の射撃及び地形・地物を有効に利用し、つとめて企図を秘匿して敵に近迫し、遮蔽された地点において投擲の準備を行なう。投擲距離内から不意急襲的に投擲した後、その炸(さく)裂効果を利用して一挙に突入する。この際、つとめて敵の側方に進出して投擲するか、数人同時に投擲すれば有利である。

第49. 突撃における隊員相互の協同連携要領

突撃にあたっては、相互の連携を適切にして、班(分隊)の突撃隊形を維持するとともに、突撃射撃の実施を容易にすることが必要である。このため、隊員は、目標及び突撃方向をよく確認し、班、分隊又は組内における自己の関係位置、隣接する隊員の行動を考慮し、状況に適合する速度と間隔を保って前進する。しかしこのため、突撃の気勢及び衝撃力を欠いてはならない。また、突撃射撃を行なうにあたっては、突撃を阻止する敵を協同してすみやかに射殺するとともに、他の隊員が弾倉を交換するとき、あるいは手榴弾を投擲するときには、射撃の間断が生じないように相互に支援し合うことが必要である。

第50. 突撃における戦車との協同連携要領

1. 戦車と協同する突撃には、戦車と同時に突撃する場

合と、戦車が先導して突撃する場合がある。

2. 戦車と同時に突撃する場合には、戦車と徒歩部隊が一体となり、両者の衝撃力を最大限に發揮して突撃する。小銃手、機関銃手の突撃要領は第48条に準ずるが、特に戦車の衝撃力の發揮を妨げないようにするとともに、発見した対戦車火器、敵の対戦車接近戦闘行動等に対しては、激烈な突撃射撃を行なって戦車を防護する。この際、戦車に接近しすぎたり、あるいは遅れたりしないようにする。

3. 戦車が先導して突撃する場合には、通常戦車は突撃支援射撃下に目標に突入する。隊員は、突撃支援射撃の突入点に対する最終弾を確認するか、あるいは班長等の号令によって突撃を發起して第48条に準じて突撃し、できるかぎりすみやかに目標に突入して戦車と合体し目標上の敵を撃破するとともに、戦車を敵の対戦車接近戦闘に対して防護する。

手段を確実に実施する。

第6章 手榴弾戦闘等

第51. 要旨

1. 手榴弾及び小銃擲弾は、攻防いずれを問わず接近戦闘において敵の人員の殺傷・制圧、武器・施設の破壊に用い、特に掩蔽物の後方あるいは内部にある敵に対しては有効であり、また爆発時の爆音・爆風による精神的効果も大である。このため、隊員は、一般の接近戦闘の間はもちろん、市街地・錯雑地における戦闘、襲撃等の各種状況下において各種目標に対しても有効に使用できなければならない。また、爆薬、地雷等の代用としての使用法も習得しなければならない。しかしながら、手榴弾及び小銃擲弾は、これらだけをもって目的を達成することは適当ではなく、他の射撃と併用するか、あるいはその効果を直ちに利用する着意がきわめて必要であり、また携行弾数に制限があるため緊要な時期に使用する必要がある。
2. 敵の手榴弾あるいは火炎等の攻撃に対しては、あらゆる手段を尽くして敵にこれらを使用する機会を与えないか、あるいは無効にするようにしなければならない。この際、これらに対する対策を考慮して受動に陥らない

ように注意する。

第52. 手榴弾戦闘等の訓練

1. 手榴弾戦闘等の訓練にあたっては、各種手榴弾及び小銃擲弾の特性、効力、用途、投擲あるいは発射要領並びに相手榴弾、対火炎行動の基礎的訓練を十分に実施した後、各種状況下におけるこれらの使用及び対応行動について慣熟させ、隊員みずからその使用の時期、方法等を決定し、沈着かつ勇猛に最も効果のある使用ができる能力を保持させなければならない。

2. 手榴弾及び小銃擲弾の訓練にあたっては、次の事項に着意する。

- (1) 目標を確認し、目標、地形・地物の状況に応じて投擲あるいは発射の姿勢を適切にする。
- (2) できるかぎり敵に隠蔽近接し、好機をとらえて正確かつ奇襲的に使用する。
- (3) 爆発による敵に与える精神的効果を活用し、突入等によって決定的な打撃を与える。
- (4) 突撃における使用法、特に突撃射撃、突入動作との関連を適切にする。
- (5) 緊要な時期に使用する判断能力を養うとともに乱用させない。
- (6) 手榴弾の訓練においては、定められた安全確保の

手段を確実に実施する。

第53. 各種の状況における手榴弾の投擲

1. 銃眼等に対する投擲 敵の銃眼等に対しては、つとめて死角から銃眼等に近迫し、開口部に対して正確に投入あるいは発射する。やむをえず遠距離から投擲あるいは発射する場合には、その開口部直前で爆発するようにする。

2. 移動目標に対する投擲 移動目標に対しては、発火（投擲）から爆発までに要する時間と敵の移動距離を考慮して投擲の時期及び位置を決定する。

3. 不意に敵に遭遇した場合の投擲 敵に不意に遭遇した場合には、機先を制して投擲し、機を失せず突入する。この際、特に沈着に行動し、安全ピンを確実にとる。

4. 躍進して行なう投擲 躍進して投擲する場合には、あらかじめ手榴弾を取り出し、一挙に投擲位置に前進して投擲し、直ちに伏せの姿勢等によって掩蔽する。

5. 数人同時に行なう投擲 小地域の敵あるいは重要な目標を一挙に制圧し、かつ、その衝撃効果を増大するため、ときとして数人同時に投擲することがある。この場合においては、1名がその投擲時期を呼唱していっせいに投擲すること、及び全員の投擲位置をあらかじめ指定

することが必要である。

6. 夜間又は煙内は、目標の位置が不明りょうとなるので、その方向、距離を判定して投擲し、味方部隊、隣接隊員に危害を加えない。

7. 壕内からの投擲 狭い壕内で投擲する場合には、手榴弾を握り、ひじを十分後方に引き、前ばくを適宜の角度にして投擲方向に向ける。次いで、右手をその方向に一挙に突き出す(第38図参照)。

第38図 壕内からの投擲

1.



2.



3.



第54. 対手榴弾の戦闘

敵が手榴弾を用いると予想される場合は、あらかじめ敵の手榴弾の種類、使用要領について詳知し、周到な準備によってその使用の機会を与えないか、あるいは無効にする。このため、突撃においては、敵の投擲距離外から一挙に突入し、投擲しようとする敵を直ちに射殺する。この際、敵の投擲を受けてもちゅうちゅすることなく勇猛果敢に突入する。また、隊員が壕内において敵の手榴弾の投擲を受けた場合には、すみやかに壕内に身をかがめて防護するとともに、手榴弾、小銃又は銃剣をもって直ちに応戦できる態勢をとる。この際、沈着冷静に行動し、もし敵の手榴弾が壕内にはいったならば、直ちに手榴弾孔によって処置する。

第55. 対火炎行動

1. 火炎は、その実際の効果より精神的な効果が大である。隊員は、敵の火炎攻撃に対しては、沈着冷静かつ機敏に対応処置を講じ、あくまで任務を遂行しなければならない。

2. 対火炎行動においては、次の事項に着意する。

(1) 事前に敵の企図を破砕する。敵の火炎放射手、あるいは戦車等をその射程外において撃滅し、事前にその企図を破砕することが最良の手段である。

(2) 事前に防護準備を完了する。敵が火炎を用いると予想される場合は、あらかじめ天幕、板片、樹枝、むしろ等を準備し、あるいは必要に応じ被服をぬらす等、事前に防護準備を完了する。

(3) 機敏に行動し、地形・地物を利用する。不意に火炎攻撃を受けた場合には、その発射と同時に機敏にその射線から回避し、付近の地形・地物を利用して火炎を避ける。この際、鉄帽あるいは円び等によって頭部、顔面を防護する。

第7章 狙撃手

第56. 要旨

1. 狙撃手は、敵の指揮官、監視・観測所の要員、重火器の射手、通信手、狙撃手、伝令等を射撃し、これらの目標が不明な場合には暴露人員を射撃する。また、絶えず敵情を監視し、その活動状況を報告する。

2. 小銃班(分隊)の狙撃手は、班(分隊)の狙撃手として行動するか、あるいは中・小隊長の直接指揮下に通常2人組で行動する。

第57. 狙撃手の訓練

1. 狙撃手の訓練にあたっては、まず熟達した小銃手等を狙撃手として選定し、これに狙撃手として特別な訓練を行ない、各種状況下において状況を迅速・的確に判断し、軽快に行動して確実に敵を射殺する能力を付与しなければならない。この際、2人組の狙撃手として相互に協同して任務を遂行する要領についてもあわせて訓練する。

2. 狙撃手の訓練にあたっては、次の事項を重視する。

(1) 各種状況下における各種目標に対する正確な射撃

(2) 迅速な目標の発見・判定

- (3) 正確・迅速な距離の判定
- (4) 敵及びその装備、施設等の識別
- (5) 的確な狙撃位置の選定
- (6) 2人組狙撃手の行動要領
- (7) 隠密行動、潜伏待機行動
- (8) 地図の見方、要図・写景図・諸元図の作成要領

第58. 狙撃手の行動

1. 狙撃手の行動には、固定位置において任務を遂行する場合と、移動しながら任務を遂行する場合があり、両者に共通する事項は、次のとおりである。

(1) 狙撃手は、常に迅速に敵を発見して正確な射撃を行ない、初弾をもって敵を射殺するとともに、絶えず隠蔽・掩蔽してその行動を秘匿する。また、同一狙撃位置において必要以上に連続射撃することは慎まなければならない。また、他の小銃手等から目標に関する情報の入手について着意する。

(2) 狙撃位置は、現出が予想される目標を射撃するのに最も適し、十分な射界があり、隠蔽・掩蔽され、かつ、後方から接近する隠蔽路がある場所に選定する。この際、空際に透視される場所、顕著な地形・地物に近い場所を避け、背景と巧みに融合する地点を選定する。また、狙撃位置は目標の状態に応じて、さらに有

効な射撃を行ない、かつ、敵の射撃による損害を回避するため、あらかじめ数個の位置を準備しておく。

(3) 狙撃位置においては、隠蔽を完全にし、注意深く慎重に行動する。この際、眼鏡等反射する装備品の取扱については特に注意する。

2. 固定位置において任務を遂行する狙撃手

(1) 狙撃位置の選定にあたっては、示された射撃区域全般を視察できる地点を選び、特に隠蔽に留意して行動を秘匿することが重要である。また、周密に敵情を監視し、正確・迅速な射撃ができるように、あらかじめ目標の現出が予想される地点までの距離等を記入した諸元図を作成しておく必要がある。

諸元図については、「62式7.62mm 機関銃」参照。

(2) 2人組で行動する場合は、長時間継続的に最も効果的に狙撃任務を達成できる。この場合には、通常1名は絶えず敵を監視し、敵を発見したならば、他の1名に狙撃目標を示して射撃させるか、あるいは監視を継続させ、みずから射撃を行なう。監視の交代は、通常定期に実施し、交代にあたっては各自の監視位置は交代しない。

3. 移動しながら任務を遂行する狙撃手 移動しながら行動する狙撃手は、現在の状況及び予想される戦闘推移

第7章 狙撃手

を考慮し、特に狙撃に適する目標が現出すると予想される地点・時期を判断し、あらかじめ行動する地域を偵(てい)察等によって十分に研究し、適切な狙撃位置、経路等を選定し、一つの狙撃位置から他の狙撃位置へ随時移動して狙撃目標を発見し、射撃する。この際、警戒を厳重にして敵の奇襲を防止するとともに、味方部隊の特科、迫撃砲等の火力集中点をあらかじめ承知し、これによる危害を防止する。また、2人組で行動する場合には、交互躍進により監視が中断しないようにする。

第8章 対戦車接近戦闘

第59. 要 旨

対戦車接近戦闘においては、隊員は、89mm ロケット発射筒、小銃擲弾、携帯放射機、地雷、火炎びん、梱(こん)包爆薬、煙等利用できるすべての火器、資材等をもってあらゆる創意工夫を凝らして敵戦車を撃破する。

対戦車接近戦闘にあたっては、あらかじめ十分に準備して攻撃の機を作為し、行動を秘匿して、至近距離において一発必中の射撃あるいは攻撃を加えることがきわめて重要である。

第60. 対戦車接近戦闘の訓練

1. 対戦車接近戦闘の訓練は、いかなる状況下においても、全隊員が戦車に対する恐怖心をもつことなく、自信をもって敵戦車を撃破する能力を保持させることを目的とする。
2. 訓練にあたっては、まず、次の基礎的事項について徹底して訓練した後、各種状況に應ずる対戦車接近戦闘要領を習得させる。

(1) 戦車の特性及び弱点を把握させる。

戦車の特性及び弱点の把握は、対戦車接近戦闘の基

礎であり、戦車に対する恐怖心を取り除くことができる。このため、戦車に搭（とう）乗させることが必要である。

(2) 89mm ロケット発射筒、小銃擲弾の使用に慣熟させる。89mm ロケット発射筒及び小銃擲弾の訓練においては、至近距離からする一発必中の射撃を特に重視する。

(3) 各種応用資材の性能、取扱法、要すれば製法等に慣熟させる。応用資材による訓練においては、これら資材の攻撃に適する戦車の部位を明らかにするとともに、他の対戦車接近戦闘手段との連携を重視する。

3. 対戦車接近戦闘要領の訓練にあたっては、攻撃の機を作為する要領、戦車の弱点に乗ずる攻撃要領、各種対戦車接近戦闘手段の併用要領、隊員相互の協同による攻撃要領等について実施する。

4. 対戦車接近戦闘の訓練は、常に危険を伴う。このため、定められた安全確保の手段を必ず実施しなければならない。

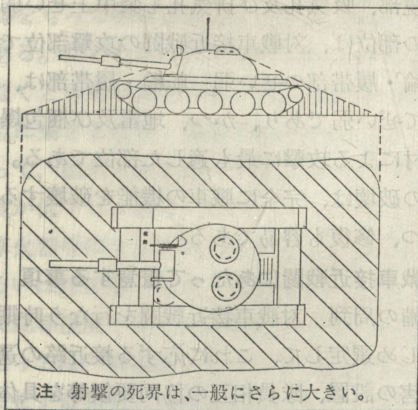
第61. 対戦車接近戦闘に対する戦車の一般的な弱点

対戦車接近戦闘に対する戦車の一般的な弱点には、次のようなものがある。

1. 視界及び射界の制限 戦車は、その構造上一般に第

39図のように視界及び射界が制限され、かつ、同時に四周に対して視察ができない。特にその周辺には死界が存在する。また、移動間においては、さらに監視・射撃能力が低下し、夜間等視度不良時においては、その行動が制限される。このため、徒歩兵の随伴しない戦車に対する接近は、比較的容易である。

第39図 戦車の一般的な死界



注 射撃の死界は、一般にさらに大きい。

2. 一般に砲身長大で俯(ふ)角が小さい。戦車は、一般に砲身長大で俯角が小さく、錯雑地、森林、市街地等においては、行動が制限されるとともに、火力を十分に発揮できない。このため、対戦車接近戦闘に対しては、きわめて弱点を生ずる。
3. 装甲の不均衡 戦車は、一般に側面、後部、底部等は、前面に比し装甲が薄く、かつ、被弾経始が不良であり、眼鏡部、吸気孔及び排気孔も装甲上ぜい弱である。これらの部位は、対戦車接近戦闘の攻撃部位である。
4. 転輪・履帯部のぜい弱 転輪・履帯部は、他の部位に比してぜい弱であり、かつ、地雷及び梱包爆薬等の応用的資材による攻撃に最も適した部位である。ただし、これらの破壊は、完全に戦車の機能を破壊するものでなく、かつ、修復も容易である。

第62. 対戦車接近戦闘にあたって着意する事項

1. 準備の周到 対戦車接近戦闘を行なう時期・場所をあらかじめ選定して、これに応ずる接近路の選定及び補修、障害の設置、隊員相互の協同要領等を具体的に準備あるいは決定し、できるかぎり予行を行なうことが重要である。また、準備を周到に実施することにより、心理的に余裕が生じ、冷静沉着に行動できる。
2. 行動の秘匿 対戦車接近戦闘にあたっては、敵に発

見されないことが必須(す)の要件である。このため、完全に偽装するとともに地形・地物を最大限に利用して敵戦車に接近するか、あるいは敵戦車の接近を待機する。この際、煙を利用できれば有利である。

3. 戦車を止める。命中精度の比較的低い火器あるいは攻撃部位が限定される対戦車接近戦闘用の資材を有効に使用するためには、あらゆる自然・人工の障害物あるいは煙等をもって戦車を止め、この機に乗じて攻撃する必要がある。たとえ止めることができない場合においても、少なくともその速度の低下を図らなければならない。
4. 弱点に乗ずる攻撃 戦車の弱点は、わが砲・迫の射撃によって、戦車と歩兵が分離した場合、障害等によって速度が低下し、あるいは一時的に停止した場合、他の対戦車火器等による攻撃又は故障によって停止した場合、あるいは錯雑地・森林・市街地等において行動する場合、夜間等視度不良時に行動する場合等に生ずる。攻撃にあたっては、戦車がこのような弱点を露呈する場合に機を失せず奇襲的に攻撃を加えることが必要である。
5. ぜい弱部の攻撃 攻撃する部位は、使用する火器及び資材に応ずる戦車のぜい弱部でなければならない。対戦車接近戦闘用の火器及び資材は単一の使用だけでは不十分な場合があるので、各種手段を併用したり、あるい

は同一部位に連続的に攻撃を加える等の着意が必要である。

6. 一発必中 対戦車接近戦闘用の火器等は、同一火器をもって連続的に攻撃を加えることは困難であり、かつ、初弾の失敗は心理的な動揺をもたらす。このため、冷静沈着・隠忍自重十分敵戦車を引きつけ、一発必中を期さなければならない。
7. チームワーク 対戦車接近戦闘は、一人の隊員だけでは成功は期しがたく、通常チームによって実施する。このため、各自が自己の役割を十分認識し、緊密なチームワークによって攻撃を準備し、実施しなければならない。

第63. 戦闘要領

1. 89mm ロケット発射筒、小銃擲弾を装備する隊員は、対戦車接近戦闘の主体となり、あらかじめ十分準備したところに基づき、敵戦車をつとめて至近距離から不意急襲的な一発必中の射撃を加えてこれを撃破する。特に敵戦車の速度が低下したりあるいは停止した場合等に乘ずることは重要である。
2. 地雷、火炎びん、梱包爆薬、その他応用資材によって攻撃する隊員は、一般に待ち伏せ的な攻撃を準備し、敵に行動を秘匿して敵戦車の死角内に近迫し、攻撃資材

に応ずる敵戦車のぜい弱部を攻撃する。

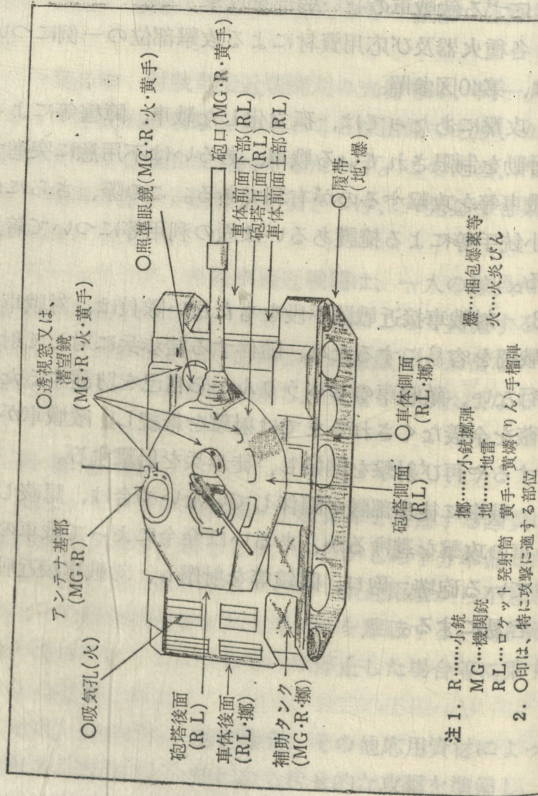
各種火器及び応用資材による攻撃部位の一例については、第40図参照。

攻撃にあたっては、孤立化した戦車、障害等によって行動を制限されている戦車、あるいは不用意に突進する戦車等を攻撃するのが有利である。この際、さらに他の小銃手等による掩護あるいは煙の利用等について着意する。

3. 対戦車接近戦闘手段をもたない隊員は、対戦車接近戦闘を容易にするため、随伴する徒歩兵に対して射撃を行ない、敵戦車のじゅうりんから自己を防護するため掩蔽を余儀なくされるまでは射撃を継続し、敵戦車が通過するや再び射撃を開始し、徒歩兵を射撃する。

戦車に徒歩部隊が随伴していない場合は、隠蔽して戦車の攻撃を避けるか、あるいは命令によって戦車の開いている砲塔、砲口、眼鏡等を射撃し、対戦車接近戦闘を容易にする。

第40図 戦車の攻撃部位



第9章 対空行動

第64. 要 旨

第一線及び後方の別なく絶えず敵の航空攻撃、空挺（てい）・ヘリボン攻撃の脅威を予期しなければならない。これらの攻撃あるいは偵察に対しては、隠蔽・掩蔽、分散・回避等によって敵にその機会を与えないとともに、敵の攻撃を受けたならば指揮官の命令あるいは号令に基づき、その装備火器をもって積極的に対空射撃を行ない、敵機及び降下部隊の撃墜を図らなければならない。

第65. 対空行動の訓練

1. 対空行動の訓練は、全隊員が敵の航空攻撃、空挺・ヘリボン攻撃に対して冷静沉着に行動し、たとえこれらの攻撃によって戦況が急変し、いかなる事態が生起しても示されたところに従って行動し、敢然とこれに対処できる能力を保持させることを目的とする。
2. 訓練にあたっては、次の事項を重視する。
 - (1) 彼我の航空機の識別
 - (2) 敵の航空攻撃、空挺・ヘリボン攻撃の要領
 - (3) 対空警戒の要領
 - (4) 装備火器による対空射撃

(5) 対地攻撃の回避

3. 対空行動の訓練は、あらゆる他の訓練に折り込んで実施し、常に対空意識を植え付ける必要がある。

第66. 対空警戒

1. すべての隊員は、常に対空警戒に留意しなければならない。

対空警戒を完全にするためには、隊員が彼我の航空機の識別、航空攻撃及び空挺・ヘリボン攻撃の要領特に低空からする対地攻撃の要領等について十分承知するとともに、報告及び警告要領について慣熟しなければならない。

2. 航空機の識別は、発動機の数・位置、翼の状態、補助タンク、胴体の形等航空機の形状及びその行動により行なう。

3. 報告は、迅速かつ正確に行ない、通常次の内容を含めるが、緊急な場合は、(1)~(3)に限定する。

- (1) 注意喚起 (飛行機、ヘリコプタ)
- (2) 方向 (富士山の方向)
- (3) 高度 (「超低空」……100m 以下、「低し」100m~3,000m、「高し」……3,000m 以上)
- (4) 機数
- (5) 識別 (敵、味方、不明)

(6) 機種 (識別できないときは、その特徴をいう。)

4. 敵の空挺・ヘリボン攻撃に対しては、その時期、地点、機数、機種等を報告する。

第67. 対空射撃

1. 対空射撃は、通常指揮官の命令あるいは号令により実施し、積極的に撃墜を図らなければならない。

2. 小火器による対空射撃は、低空を飛行する高速機に対しても有効であるが、これに対する射撃は、対地攻撃のために直進してくる航空機に限定し、横行あるいは退去する目標に対しては射撃を行なわない。

有効射距離内にある低速機、ヘリコプタ等は、射撃して撃墜に努める。

射撃の細部要領については、「64式7.62mm小銃」、「62式7.62mm機関銃」、「口径50M2機関銃」及び「対空戦闘」参照。

第68. 対空防護行動

敵の航空攻撃を受けるおそれのある場合には、特に対空警戒を敵にするとともに、隠蔽・掩蔽に絶えず留意しなければならない。

敵の攻撃を受けた場合には、適切・迅速な行動をとり、損害の防止に努めるが、指揮官の命令あるいは号令があっ

第9章 対空行動

た場合には、有利な目標に対して積極的に対空射撃を行なう。

原則的な防護行動は、次のとおりであり、敵の攻撃要領に応ずる防護行動がとれるようにしなければならない。

1. 動かない。
2. 伏せる。
3. 敵機の攻撃軸からできるだけ遠くへ離れる。
4. あらゆる地形・地物を利用する。
5. ナバーム攻撃のおそれある場合には、天幕等手近ものをかぶる。

敵のナバーム攻撃が予想される場合は、あらかじめ天幕、板、むしろ等をぬらして防護準備を完了しておく。

第10章 夜間の戦闘

第1節 概 説

第69. 要 旨

1. 近代戦においては、戦闘は昼夜連続して実施され、夜間の戦闘は、ますます重要性を増大するとともに、照明、暗視装置、レーダ等の発達によって夜間が昼間化される傾向にある。しかしながら、完全な昼間化は困難であって、暗いこと、不安感が生ずること、音に対する感受性が大きいこと等夜間の特性は失われない。
2. 夜間の戦闘の成否は、各隊員の勇猛、沈着な行動に負うところが大きい。このため、隊員は、夜間の特性を十分把握するとともに夜暗に慣れ、心理的な諸要因及び行動に伴う各種の困難を克服して、旺盛な責任観念と必勝の信念をもってあくまで任務を遂行しなければならない。

第70. 夜間における心理

1. 夜間は、一般に生理的に眠くなる反面、暗いため不安感、恐怖感が生じ、精神状態はきわめて敏感となり、さ細な事を過大視したり、無意識のうちに集まったり、

あるいは驚がく又は錯誤し、行動は消極受動に陥りやすく、このような心理状態は彼我ともに生ずる。

特に訓練不十分な場合においては、不意に起こる銃砲弾の音あるいは不用意に発する一言半句によって隊員は動揺し、部隊の団結が破壊され、あるいは1発の銃声が全線の射撃を誘発することがある。

2. 夜間における心理状態を活用すれば、昼間においては達成することのできない奇襲や大きな戦果を獲得できるが、予想できない失敗を招くことがある。

第71. 地形・地物の識別と価値の変化

1. 練度の低い隊員は、夜間において地形・地物を識別することは困難である。このため、各種の地形・地物の見えぐあいを認識させ、それらを識別できる能力を養う必要がある。

2. 地形・地物の価値は、昼夜で変化することが多く、隊員は、これらについて理解していることが必要である。この変化のおもなものは、次のとおりである。

- (1) 昼間、開かつ地は、敵の射撃によって前進することが困難であるが、夜間は狙撃効果が減少する。
- (2) 地隙、河川等は、昼間に比し障害度が増加する。
- (3) 錯雑地は、方向を誤りやすい。
- (4) 昼間視界良好な高地も、夜間は火光の発見を容易

にするだけで、かえって敵に天空に透視される不利がある。

第72. 夜間の戦闘の訓練

1. 夜間の戦闘訓練は、隊員に夜間の利を助長し、不利を克服して戦闘できる能力を与えることを目的とする。この際、特に夜間の特性にかんがみ、近距離における戦闘を重視する。

また、夜間における隊員の心理的傾向により、隊員の行動は一般に消極的になりやすいので、特に積極的に行動させ、進んで指揮官の掌握下にはいること、隊員相互に協同連携すること等について指導するとともに、絶えず精神要素のかん養を図る。

2. 夜間の戦闘訓練を効果的にするため、特に正確な動作を必要とする基礎的な動作は昼間実施する。この際、夜間の感覚をもって動作させることが必要であり、このため、擬暗眼鏡等を用いる。また、夜間における自然の明度を考慮し、訓練を行なう場所、時刻を適切にし、要すれば特定期間連続し徹底した訓練を実施する。

3. 夜間の戦闘の訓練においては、次の事項を重視する。

- (1) 夜間の視力及びその他の感覚の増進
- (2) 防音装置及び静粛な行動
- (3) 各種地形の克服

- (4) 夜間の射撃
- (5) 照明、暗視装置、レーダ等に対する行動
- (6) 夜間の突撃及び接近戦闘
- (7) 夜間の警戒要領

第2節 視覚・聴覚の訓練

第1款 要 説

第73. 要 旨

夜間においては、視覚が制限され、行動は一般に困難である。この不利を補うため訓練により各種の感覚能力を増進させるとともに、これらを総合し常に適切な判断及び行動ができるようにしなければならない。

第74. 夜間における感覚の変化

1. 夜間においては、視覚によって物を確認することは困難であり、かつ、その範囲はきわめて限定されるが、聴覚は鋭敏となる。
2. 夜間の視覚
 - (1) 夜間の明るさと視覚 夜間の明るさは、月、星、天候、地形、照明、火光等の状態によって異なる。また、これらによって照らしだされる地形・地物、陣地、

敵兵等の状態も一様ではない。このため、夜間の行動にあたっては、明るさの差異によって物の見えぐあい異なることを十分に承知する必要がある。

(2) 色彩感覚 色彩感覚は、昼間の場合とまったく異なる。たとえば、満月においては、すべての色は白みがかって見え、明るさが減少するにしたがって灰色となる。さらに明るさが減少するとすべての色は黒ずんで見える。

(3) 形態感覚 夜間は、明るさが変化する場合においても形態感覚は変化しない。したがって、昼間と同様に夜間においても偽装することが重要である。

3. 夜間の聴覚 夜間においては、聴覚によって知覚する機会が多く、聴覚の機能はますます鋭敏となる傾向があり、昼間気づかなかった川の流れ等も明りょうに聞き取れる場合が多い。しかしながら、砲声・銃声等によって方向・位置を判定する場合聴覚だけで判定することは困難であり、かつ、錯誤を起しやすい。車両音等連続音によって距離を判定する場合は、その連続音が強まるにしたがって近距離に迫るように感じ、弱まるにしたがって遠距離に去るように感ずる。また、戦車・装甲車等の車両音、武器・装具等の音によって部隊の大きさを判断する場合には、昼間より過大視する傾向がある。

第2款 視覚の訓練

第75. 要 旨

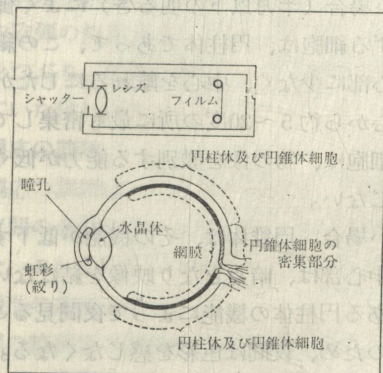
夜間は、照明、暗視装置、レーダ等の技術的手段を利用することがあるが、隊員は、暗夜においても十分戦闘ができるように暗調応及び周辺視により眼の生理的機能を十分発揮できるように訓練し、夜間の視力を増進しなければならない。

夜間の視力は、個人によってその能力の差が大きい、一般に2倍以上に向上させることができる。このため、訓練にあたっては、個人の素質及び練度を十分に考慮するとともに、連続不断に練成し、基礎的な訓練を終了した後においても、部隊訓練において、その能力を向上する必要がある。

第76. 眼の構造及び機能

1. 眼の構造 眼の構造は、写真機の構造と同じである(第41図参照)。眼の水晶体はレンズに、瞳(どう)孔は絞りに、網膜はフィルムに相当し、光は水晶体を通して網膜に映像を結ぶ。

第41図 眼の構造



2. 眼の機能

- (1) 光が水晶体を通り、網膜に焦点が合うと映像を結ぶが、網膜はその位置によって明るさと感じ方が異なる。これは、網膜を構成する細胞が位置によって異なるからである。
- (2) 明るい場合はよく働き、かつ、色を感じる細胞は、円錐(すい)体であって、この細胞は、網膜中心部に密集している。

昼間注視した物体の像は、円錐体の密集している中心部に結ばれるので、よく物を認めることができ、ま

た色彩を感じることができる。

(3) 暗い場合（半月以下の明るさ）によく働き、弱い光を感じずる細胞は、円柱体であって、この細胞は、網膜の中心部に少なく、中心を離れるにしたがって増加し、中心から約5～20度の所に最も密集している。

この細胞は、物の像を識別する能力が低く、また色彩を感じない。

(4) 暗い場合、円錐体は、その機能が低下するので、網膜の中心部は、暗点となり映像を結ばないが、その周辺にある円柱体の機能によって夜間見ることができると。このため、夜間は色彩を感じなくなる。

第77. 暗 調 応

1. 明るい場所から急に暗い場所にはいったときは、しばらくの間何も見えないが、時間の経過にしたがって暗さに慣れ、しだいに物を見ることができるようになる。これを暗調応という。
2. 眼が暗さに慣れ、十分にその機能を発揮するまでには、最小限20分から最大限2時間が必要である。
3. 暗調応によって見えるようになった眼でも、たとえ短時間であっても燈火等に暴露するときは、まったく暗調応が破壊され、再びある時間を経なければ、もとの夜間の視力を回復することはできない。このため、やむ

をえず燈火を使用する場合には、赤色の燈火を用いる等暗調応の破壊を防止しなければならない。また、照明弾や砲弾の炸裂炎等の激しい閃（せん）光に対しては両眼をつぶり、照明を受けている間は必ず一方の眼をつぶっていないなければならない。

第78. 暗調応の訓練

1. 暗調応の訓練は、円柱体の機能をさらに活発にし、隊員に夜間の各種の明るさに応ずる眼の生理的な機能を体得させ、これを活用させるとともに周辺視による夜間視力の増進の基礎とする。
2. 昼間の暗調応の訓練を行なう場合には、隊員を明るい所から暗い場所に入れ、視標（直径2～4cmの白円板又はこれに準ずる大きさの人像）を遠くから逐次移動させ、それを発見する距離を増大するように演練し、その形状、動き等について報告させる。
3. 夜間野外において訓練する戦闘は、燈火の影響がない場所を選定し、主として半月程度の明るさ以下の時期を選んで前項の要領によって訓練し、さらに明るさがやや大きい場合、れい明・薄暮時等においても訓練する。この場合の視標は、直径50cmの白円板又は人像その他適宜のものをを用い、じ後実員を使用する。
4. 隊員が、前記訓練に熟達したならば、付近の地形・

地物についても視察し、判断できるようにする。

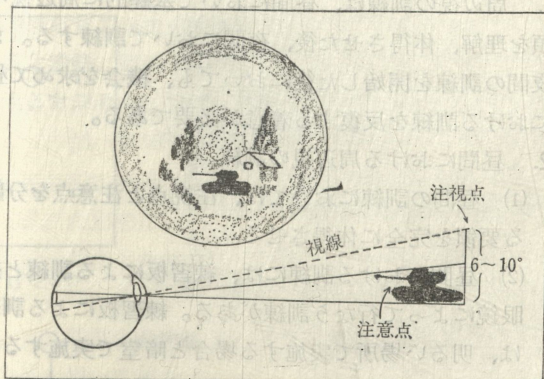
5. 暗調応の訓練とともに、夜間における各種の明るさにおいて距離の判定をあわせて訓練し、その基準を体得させることは、夜間視力の活用上重要である。

第79. 周 辺 視

1. 周辺視とは、暗い場合に物を見ることができる円柱体の多い網膜の周辺部位で物を見る方法であり、周辺視を行なうには、注視点と注意点を分離しなければならない。

注視点とは眼球をその方向に向け注視する点であり、注意点とは見ようとする目標がある点である。昼間目標を見る場合には、注視点と注意点は一致するが、夜間周辺視を行なうときは、発見又は識別しようとする目標を注視点の外におきながら、目標のある地点に注意を集中することが必要である(第42図参照)。

第42図 周辺視の要領



2. 周辺視においては、注視点と注意点との角度は、明るさによって異なる。このため、注視点と注意点との角度を明るさに応じて適切に調節する必要があり、その概略の基準は、次のとおりである。

明 る さ	角 度
半月から三日月の夜の明るさ	約 90ミル
暗い月夜	約 130ミル
月がない星夜	約 180ミル
暗 夜	約 200ミル

第80. 周辺視の訓練

1. 周辺視の訓練は、昼間において基礎的に周辺視の要領を理解、体得させた後、夜間において訓練する。また、夜間の訓練を開始した後においても、機会を求めて昼間における訓練を反復する着意が必要である。

2. 昼間における周辺視の訓練

(1) 昼間の訓練においては、注視点と注意点を分離する要領を完全に体得させる。

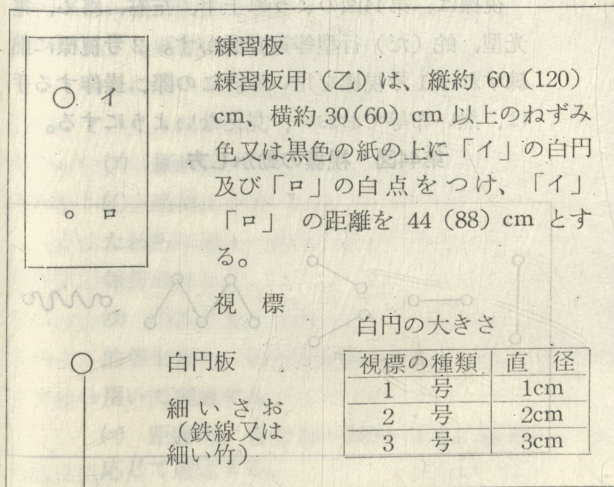
(2) 昼間における訓練には、練習板による訓練と擬暗眼鏡によって行なう訓練がある。練習板による訓練には、明るい場所で行なう場合と暗室で行なう場合がある。

ア. 明るい場所で行なう要領

(ア) 第1法 練習板甲と1号視標又は2号視標を使用し、2.5m離れて行なう(第43図参照)。

距離	時間
2.5m	1分
3.0m	1分
3.5m	1分
4.0m	1分

第43図 周辺視に使用する資材



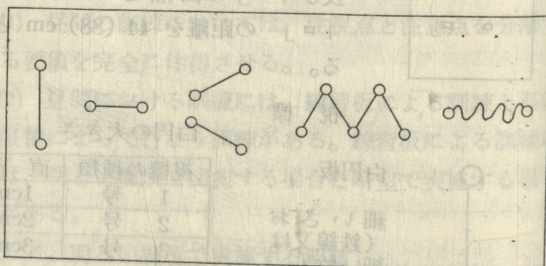
実施にあたっては、練習板を壁に掛けるか、又は板にはって立て、2号視標を「ロ」の位置に置き、隊員に「イ」の点(注視点)を注視させつつ「ロ」の点(注意点)にある視標の動きを注意観察させ、その状況を報告させる。

注視点は、通常練習板のように注意点の上方に求めるが、熟練するにしたがい左右、上下等あら

ゆる方向に求めることができるように訓練する。

視標は、第44図のように上下、左右、斜め、電光型、蛇(だ)行型等適宜動かす。2号視標に熟練すれば1号視標を用いる。この際、操作する手は、黒い布等でおおい、見えないようにする。

第44図 視標の動かし方



(イ) 第2法 練習板乙と、3号視標及び2号視標を使用し、第1法に準じ5mの距離で行なう。

(ウ) 第3法 ねずみ色の台紙の上に、白色をもつて適宜の地形を描き、円形視標の代りに人像を使用する。この際、人像の大きさは、1~3号視標に準ずる。

イ. 暗室で実施する要領 暗室で実施する場合は、暗室の明るさを星空程度とし、視標は直径4cm 又

は3cm のものを使用して前ア. に準じて実施する。

ウ. 擬暗眼鏡で実施する要領 擬暗眼鏡で屋外で実施する要領は、夜間訓練のための時間が得られない場合において実施し、通常次の要領によるほか、前ア.、イ. に準じて行なう。

(ア) 擬暗眼鏡の明るいものから実施する。

(イ) 当初は直径30cmの白色円板を適宜地形のかたわらに出し、隊員に地物と円板との関係位置を報告させる。

(ウ) 円板による訓練が終了したならば、E的、F的等を用い、前(イ)の要領で実施し、次いで実員を用いて実施する。

(エ) 距離は、通常10~100mとし、適宜明るさに応じて選定する。

3. 夜間における周辺視の訓練

(1) 夜間における周辺視の訓練は、夜間における視力増進の訓練の主体をなし、周辺視によって目標を発見又は識別する能力を与え、夜間の戦闘訓練の基礎を作することを目的とする。

(2) 訓練を行なうにあたっては、まず、暗調応を行なった後実施する。当初使用する目標は、直径30cmの白色円板又は人像を用いるが、なるべくすみやかに静

止する実員、次いで動く実員について実施する。

ア、静止する目標については、まず、単独の実員について位置、向き、姿勢等を判断させ、次いで数名以上の実員の数、隊形等を判断させる。

イ、動く目標については、敵の斥候が近接する状況又は横方向に移動する状況等単純なものについて実施する。この際、目標が過度に近い場合又は迅速に移動する場合には、周辺視の実施が困難となる。

(3) 注視点は、独立樹、森林、高地、家屋の縁端等空際に透視できる地形・地物を選定するか、あるいは空際に透視できなくても注視点として利用できるものを選定する。また、所要に応じ、前地に紙片その他をもって注視点を設ける。

訓練の初期においては、注視点に赤色微光燈を設置し、これを基準とし明るさに応ずる位置に目標を設置して訓練し、練度が進むにしたがって注視点として採用するのに適当な地形・地物がない場合においても、みずから周辺視に必要な角度を判定して周辺視ができるように訓練する。また、目標の色と背景の色との配合を適切にし、やさしいものから逐次むずかしいものに移るようにする。

(4) 両眼による訓練が終了したならば、片眼又は双眼

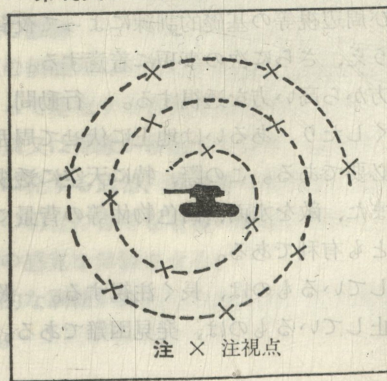
鏡を使用する周辺視を訓練する。

第81. 周辺視による視察

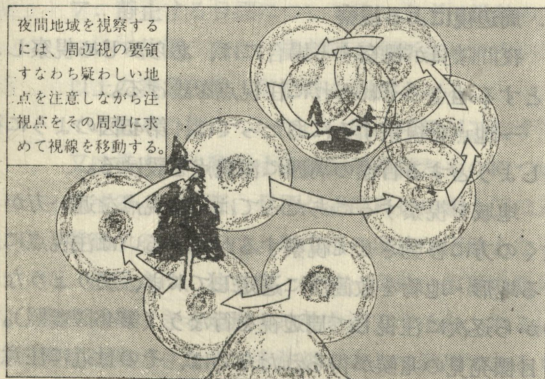
1. 夜間隊員が視察する場合には、あらかじめ視察しようとする地点のそれぞれに注視点を設ける。
2. 一地点を視察するにあたっては、第45図のように視察しようとする目標の周囲に注視点を設ける。
3. 地域を視察するにあたっては、注視点を近い方から遠くの方に移動させて視察するか、あるいは注視点に適する地形・地物を数箇所を選定しておき、明りょうなものから逐次に注視して周辺視を行なう（第46図参照）。

目標発見の兆候が得られたならば、その付近に注意を集中し、前項の要領によって視察する。

第45図 一地点に対する周辺視



第46図 地域に対する周辺視



第82. 夜間の視察において着意する事項

暗調応及び周辺視等の基礎的訓練によって夜間の視力を増大させたいえ、さらに次の事項に着意する。

1. 低い方から高い方を透視する。行動間、ときどき姿勢を低くしたり、あるいは地上に伏せて周囲を透視する着意が必要である。この際、特に天空に透視するようにする。また、敵を水面、白色物体等の背景に浮かせることも有利である。
2. 静止しているものは、長く注視する。照明を利用して静止しているものは、発見困難である。このため、

敵がいると思われる場所は、長く注視する。

3. 地形・地物を暗識する。夜間は、錯誤を生じやすく、地形・地物を敵と判定したり、林が丘に見えたりすることがある。このため、明るいうちから十分関係地域の地形・地物を暗識する。
4. 常に冷静沈着、周密に視察し、自分の眼に自信をもつ。夜間は、精神感作が大きく、敵を過大視することが多い。このため、常に冷静沈着、周密に視察し、かつ、自分の眼に自信をもち、敵の欺騙（へん）等に乗ぜられないようにするとともに、敵をさらに確認する習性を養わなければならない。

第3款 聴覚の訓練

第83. 聴覚の訓練

1. 聴覚の訓練においては、各種の音が発生地点、方向、距離によって変化する状況を基礎的に体験させる。このため、隊員又は部隊が移動する足音、移動間又は発進・停止の際に発する武器、装具等の衝突音、火器の操作音、築城作業の場合の音等を各種の距離、方向について発生させ、その感覚を体験させる。
2. 基礎的な訓練が終わったならば、次の事項について訓練する。

(1) 各種気象状況下における訓練 音は、風向、風速、湿度、晴雨等によって影響を受けるので、これらの影響の度合いを十分に体得させるとともに、音に対して正しい判断ができるようにする。

(2) 各種地形における訓練 音は、山地、谷地、建物、森林等の地形・地物によって反射あるいは反響してその発生地点の判定には非常に錯誤を生じやすく、はなはだしい場合にはまったく反対方向に感じられる。このため、各種地形・地物の音に対する影響度を十分認識させる。

(3) 候敵器材を利用する訓練 鳴子、空罐（かん）、マイクロホン等各種候敵器材を設置する要領及びこれを利用する敵近接の判定については、夜間戦闘の訓練にあわせ訓練するように着意する。

(4) 各種騒音下等における訓練 敵は、飛行機の爆音、砲爆撃音等を利用したりあるいは欺騙のための音を発して近接することが多い。このため、これらの騒音下における特異な音あるいは同時に2箇所以上で発する音を判断できるようにする。

第4款 その他

第84. その他の感覚の利用

1. 触覚の利用 視覚が制限される場合、触覚を補助手段として使用することが重要である。直接さわることによって連絡を容易にし、あるいは注意を喚起し、命令指示を伝達することができる。また、直接さわらなくても、なわ、通信線等によってこれらを伝達することができる。この際、事前に簡単な記号を定めておくことが必要である。また、隊員は、暗夜においても物にさわってそれを識別し、また、触覚だけで武器その他の装具等の操作、調整ができなければならない。

2. 臭覚の利用 ガソリン、調理、たばこ等特有のにおいによって敵の存在を知ることができる。

第3節 射撃

第85. 要旨

1. 夜間においては、一般に火器の操作が困難になり、射撃の精度が低下し、かつ、射撃時の火光・発射音はもちろん、火器を操作する音、弾薬を装填する音等によって敵に火器の位置、種類等を暴露しやすい。また、心理

的に不安感や、恐怖感を解消するために敵を確認することなく無意味な射撃を行なって、みずからその位置や企図を暴露し、かつ、弾薬を浪費しがちである。しかしながら、正確かつ奇襲的な射撃は、敵に与える心理的な影響と相まって昼間以上の効果を期待できる。このため、隊員は、夜間における各種の射撃術に熟達するとともに、補助照準具、標定設備等の創意工夫により常に沈着冷静にして正確かつ奇襲的な射撃ができればならない。

2. 夜間における射撃は、一般に確実に効果が期待できる距離になるまで射撃を控える。射撃の開始は、指揮官の命令あるいは号令によるが、この場合においても、つとめて敵を確認して行なわなければならない。

3. 夜間、隠密に敵を殺傷するか、あるいは捕虜にする場合においては、無音武器を使用する。

無音武器の使用については、「銃剣格闘」、「徒手格闘」参照。

第86. 夜間の射撃の訓練

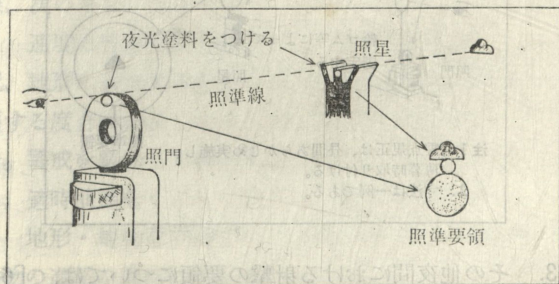
1. 夜間における射撃の訓練は、正確かつ奇襲的な射撃の実施を主眼とし、照明下の射撃、無照明下の標定設備によらない射撃、及び無照明下の標定設備による射撃を訓練し、近距離はもちろん遠距離においても有効な射撃ができるようにする。この際、補助照準具を使用すれば

照明の有無にかかわらず目標さえ見えれば正確な射撃が可能である。

2. 補助照準具を使用する射撃の一例をあげれば、次のとおりである。

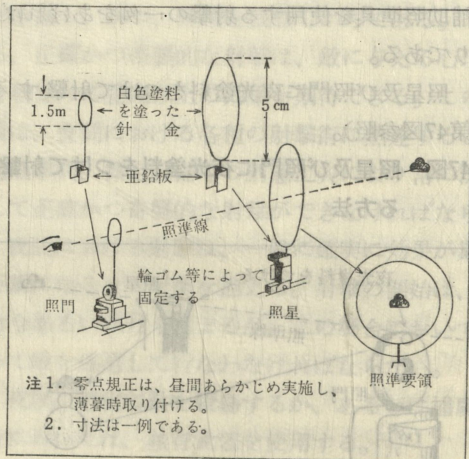
(1) 照星及び照門に夜光塗料をつけて射撃する方法 (第47図参照)。

第47図 照星及び照門に夜光塗料をつけて射撃する方法



(2) 照星及び照門に第48図のような器材をつけて射撃する方法 (第48図参照)。

第48図 照星及び照門に補助照準具をつけて射撃する方法



3. その他夜間における射撃の要領については、「64式7.62mm小銃」及び「62式7.62mm機関銃」参照。

第4節 運動

第87. 要旨

夜間の運動においては、隊員は、敵に対して奇襲的效果

を得るため、準備を周到にし、かつ、細心の注意と努力をもって行動を秘匿するとともに、大胆かつ沈着に行動できなければならない。

第88. 夜間の運動の訓練

夜間の運動の訓練にあたっては、防音及び偽装、方位の判定、方向の維持、静粛に前進する要領、各種状況下における迅速・果敢な前進要領、照明に対する行動、暗視装置・レーダに対する行動等に習熟させなければならない。この際、次の事項に着意する。

1. 速度と警戒を調和させる。夜間の前進速度は、状況、地形に適合させるか、特に企図の秘匿のため警戒を要する度合いが多くなる。したがって、一般におそくなる。警戒を厳にして前進するためには、前進中はもちろん、適時前進をくぎって停止し、警戒する。

2. 地形・地物を利用する。岡、川、さく等の地形・地物の進路の維持に役だつ。しかしながら、これを利用したため、敵のわなにかからないように注意する。

森林、かん木地帯等の錯雑地は、敵の暗視装置・レーダに発見されないが、これを通過するときは、音を立て敵に発見あるいは奇襲されやすいので注意する。

3. 音を利用する。風・雨の音、砲・爆音等は、敵の聴覚、注意、警戒心を乱し、また、その方向に注意を引

- よきつける。
- このため、これらの音を利用して迅速に移動する。
- むやみに走らない。走れば音を立て転びやすい。敵の射撃を受け、弾丸が近くに飛んできても、むやみに走ることなく、地上に伏せる。
 - 信号に軽快に応ずる。夜間は、信号によって指揮されることが多い。このため、隊員は、指揮官の各種の信号に応じて軽快に行動する必要がある。

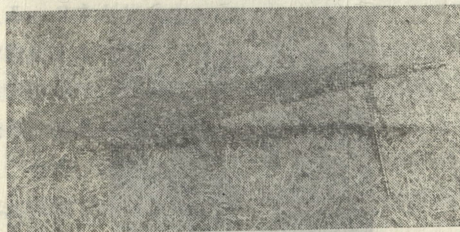
第89. 防音の処置

- 運動時、音を発しないように装備品等には防音装置を行わなければならない。
- 火器の動いて音を出す部分は、固定するか又は布を巻き付ける。また、木部及び金属部は、他の物と接触しても音が出ないように布でおおう。ただし、これらの防音処置を実施する場合は、火器本来の機能を発揮できなくなるようなことがあってはならない。
- 銃剣のさや、鉄帽等金属製のものは布でおおう。
- 防護マスク、水筒、雑のう、円び等は、身体に確実につけ、運動時装着位置が移動しないようにする。水筒は、必ず満水にしておく。
- 雑のう、ポケットの取容品のうち音の出そうなものはあらかじめ布か紙で包む。

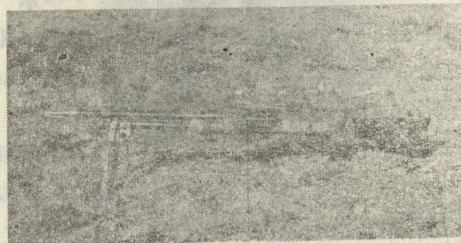
- 偽装のため草や木の枝をつけるときは、音の出ないものを選定する。
- 作業服の衣ずれの音を防ぎ、また物にひっかけて音を立てないように、そで、すそ、ひざ、またをひもで縛る。
- 防音処置の一例については、第49図参照。

第49図 防音処置の一例

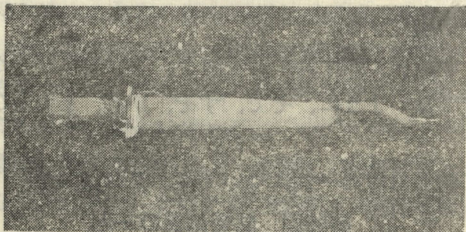
1.



2.



3.



4.



第90. 運動間の防音

1. 隊員は、運動間音を発しないように静粛に行動し、無用な言葉を発してはならない。このため、足音を立てないようにするとともに、音の出そうな場所は避ける。また、身体、装具等が枝などに触れないように注意する。特に足をすべらせたり、転倒しないように注意し、もし転倒しても音を出さないようにするとともに音を立ててはならない。くしゃみが出そうになったら指で鼻をおさえる。せきが出そうになったら静かにのどを絞めつける。やむをえないときは、手やそでで鼻、口をおおう。
2. 隊員は、前後及び隣接隊員によく注意し、ぶつかったり、装具が触れたりしてはならない。
3. 命令、指示等を伝達するときは、手信号を多く使用し、口頭で行なう場合は、相手に近寄り耳もとで小声で伝える。
4. 敵のマイク、空罐等の候敵器材が設置されていると思われる地域は、特に慎重に行動し、これを発見したならば迂(う)回するかあるいは隠密に排除する。
5. 夜間工事を実施する場合は、円び等は音が出ないように慎重に使用する。

第91. 偽装

1. 暗夜においても偽装の価値は大きい。夜間の偽装の

要領は昼間の偽装の要領に準ずるが、音を発しないように特に注意する。

2. 夜間においては、頭と肩の輪郭をくずし木や草等にひっかけて音を出さないようにすることが重要である。
3. 偽装にあたっては、一般に顔料、塗料、染料、煤煙、木炭、廃油等を用いて、皮層、装具を灰色又は黒色にするのが有利であるが、背景の色と適合するように着意する。

第92. 方位の判定

1. 方位を判定することは、前進方向あるいは現在地等を判定するために必要である。隊員は、みずから方位を判定する能力をもち、自信をもって行動できなければならない。
2. 方位を判定するには、一般に次のような方法がある。
 - (1) 磁石による方法 磁石による方法については、「地図の見方」参照。
 - (2) 天体を利用する方法 この方法は、主として北極星の位置によって判定するが、月又はその他の星によっても概略の方位を判定できる。
 - ア. 北極星による方法 北極星は明りょうであり、かつ、北にあってその位置が変化しない。北極星を発見するためには、北斗七星又はカシオペアを手が

かりとするので、これらとの関係位置を十分に理解しておく必要がある。

北斗七星及びカシオペアによって北極星を発見する要領については、「地図の見方」参照。

イ. 月による方法 月が満ちたり欠けたりする状態を知っておけば、方位を判定することができる。その要領は、次の表を参考にする。

月 令	時 刻	方 位
満 月	18時	東
	24時	南
	6時	西
上 弦 1/4	18時	南
	24時	西
下 弦 1/4	24時	東
	6時	南

注 月の運動は、太陽の運動から1日約52分遅れているので、その他の月令にあっては、その時刻によって概略の方位を判定することができる。

ウ. その他の星による方法 星の運動は、季節と時刻とによって差があるので、主要なものについて記憶しておけば、方位を判定できる。たとえば、オリオン座（三ツ星）は、一般に冬の星であるが、現われる季節と時刻及び位置の関係は、おおむね次のとおりである。

時 期	星 の 動 き
12月下旬ごろ	夕刻東の空に現われ、24時南に位置し、明け方西に没する。
3月中旬ごろ	夕刻南の空に現われ、24時西に没する。
5月下旬ごろ	夕刻西の空に現われ、まもなく没する。
7月下旬ごろ	明け方東の空に現われ、まもなく消える。

(3) 地形・地物による方法

ア. 家屋の向きによる方法 家屋の向きは、その地方の恒風、地形等によって異なるが、一般に南向き又は東南向きである。

イ. 樹木、雑草等による方法 樹木、雑草等は、一般に南側に繁茂し、こけ等は北側に多い。また、年

輪の状態によっても概略方位を判定できる。また雪は南側が早くとけるので、残雪の状態によっても判定できる。

ウ. 戦闘する地域のおもな丘、河、部落等の関係位置をあらかじめ知っておけば、これらによって概略の方位を判定できる。

第93. 方向の維持

1. 方向を正しく維持するためには、あらかじめ地形を十分研究暗識し、方向を維持するために有利な道路、河川、森林、丘等の特徴のある地形を選定する。

2. 行動間、絶えず正しく自分の位置及び方位を判定しなければならない。このため、しばしば停止して周囲を見ることが必要である。この際、あらかじめ暗識している地形であっても、まったく別の場所であるかのように間違いやすいので注意する。この場合、なおわからないときには、前進して来た経路を後退し、この間あらかじめ選定した地形・地物を発見することが必要である。

3. 方向を最も正確に維持するためには、地図と磁石を用いる。このため、隊員は、地図の見方、磁石の使用法に習熟しておかなければならない。

地図の見方及び磁石の使用法については、「地図の見方」参照。

4. 火器の発射音、曳光弾等も方向を維持するために用いることがある。この場合には、射撃の時期、要領等についてあらかじめ承知する必要がある。
5. 照明弾もまた方向を維持するに役立つ。照明弾が打ち上げられたならば、すみやかに現在地を確認し、方向を判定する。この際、暗調応が破壊されることに留意する。

第94. 静粛に前進する要領

1. 夜間の前進速度は、状況、地形に適合させるが、行動を秘匿する度合いが多くなるにしたがって、速度をおそくし、静粛に前進する必要がある。この際、前進間はもちろん適宜前進をくぎって停止し、警戒する。また、むやみに走ってはならない。たとえ敵の射撃を受け、弾丸が近くに飛んで来ても地上に伏せ静かになるまで待機する。
2. 静粛に前進する場合においても、風・雨の音、砲声、航空機の爆音等敵の聴覚、注意、警戒心を乱し、また、その方向に注意を引きつけるので、これを利用し、迅速に移動する着意が必要である。
3. 夜間は、信号によって指揮されることが多い。このため、隊員は、指揮官によく注意するとともに、各種の信号に応じて軽快・的確に行動する。

4. 歩行の要領 (第50図参照)

- (1) かかとから足をおろして前進する要領 踏み出す足は、かん木や草等にひっかからない程度に上げ、体重を後足にかけながら静かにかかとから足を地面におろし、体重を後足から前足に移す。
- (2) つま先から足をおろして前進する要領 踏み出す足は、かん木や草等にひっかからないように高く上げ、後足に体重をかけながら、まずつま先から静かに足を地面におろす。この際、つま先を鋭敏にして確実な場所を探り、つま先を地につけてから、かかとを静かに地面におろす。その後、体重を前足に移す。この方法は、特に近距離を隠密に前進する場合に用いる。

第50図 夜間の歩行

1. かかとからおろす方法

(1)



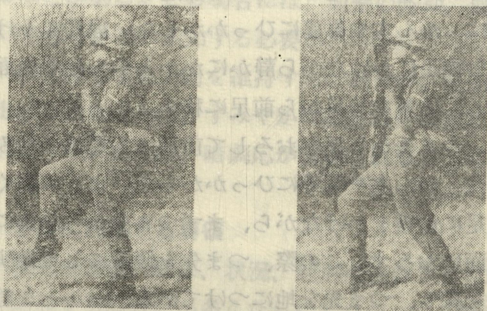
(2)



第10章 夜間の戦闘

2. つま先から足をおろす方法

(1) (2)



5. 停止及び発進要領 夜間において静粛に停止する場合には、まず静かにうづくまり、銃を右手に抱え込み、左手で地面を探り、右ひざを地面につける。左足は静かに上げて後ろに引き、地面におろす。次いで右足を同じ要領で左足にそろえて伸ばし、静かに伏せる（第51図参照）。

発進の場合の動作は、昼間に準ずるか、各動作をゆっくり静かに行なう。

第51図 夜間における伏せの動作

1.



2.



6. ほふくの要領 夜間におけるほふくは、わが企図、敵情、明暗の度等によって異なるが、おおむね昼間の要領に準ずる。

夜間隠密に敵に近迫する場合には、一般に四つんばいの要領及び尺取り虫の要領を用い、特に音を出さないようにしなければならない。

第95. 敢為前進の要領

敢為前進は、第94条第4項(1)の要領によって前進するが、その動作を迅速に実施するとともに、前進間の安定を失わないために、腰をおとしひざをやや曲げる。

第96. 不整地の前進要領

夜間不整地を前進する場合は、体の平衡を失い、転倒する等一般に行動が阻害され、かつ、疲労が大きい。特に音を発生しやすい岩石地、砂地、表面の堅い土地等においては、行動が困難となって自然と動作が慎重となり、その前進は遅れがちである。このため、不整地の通過にあたっては、次の事項に着意する。

1. 装具の装着を確実にする。
2. 必要な場合は、銃を腕にかかえる。
3. 足もとを見ることなく、前の者の頭を見る。
4. 長い草のときは、足を低く運び、かかとから地につけ、足で草を踏み倒す。

2. つま先から前進の要領 3. 二関節 図に準



4.



5.



5. 下り坂の場合は、かかとに力を入れ地面を圧する。
6. 転倒しても声を出さない。

第97. 照明に対する行動

夜間敵の照明を受けた場合には、すみやかに低い姿勢をとるか、あるいはそのまま行動を続行するかは指揮官の命令による。隊員は、指揮官の信号に応じて「伏せ」の動作を迅速かつ適切に実施できなければならない。この際、次の事項に着意する。

1. 「伏せ」の動作は、最も機敏に行ない、かつ音を出さないようにするとともに、伏せた後は体を動かさないように注意する。必要な場合は、さらに木の枝等を利用して頭部をおおい状況を偵察する。
2. 照明弾は、発射音から照明まで時間があるので、この時間を利用して隠蔽する。
3. 照明によって暗調応がくずれるので、片目をつぶっている。

第98. 鉄条網の通過

1. 夜間、鉄条網を通過するには、まず近距離から鉄条網を天空に透視してその存在を確かめ、鉄条網付近に配置された敵兵を警戒しつつ、鉄条網に候敵装置、仕掛照明、地雷等が設置されていないか、電流が流れていないか等についてよく点検するとともに、通過にあたっては、

隊員相互の協同連携を適切にし、特に隠密に通過する場合には、音を出さないように注意する。

2. 夜間、鉄条網を通過する方法には、昼間において用いる方法のほか、隠密に切断して通過する方法がある。

隠密に鉄条網を切断して通過する方法は、次のとおりである。

- (1) 屋根型鉄条網を隠密に切断して通過するには、企図を秘匿し、かつ、切断に要する時間を節減するため、通常鉄条網の下部だけ切断し、他の上部の線は、木片等で高くささえて通路を開く。作業手は、通常2名が1組となって1通路を開く。
- (2) 作業手は、鉄条網の位置に到着したならば、地形・地物又は杭等の陰影を利用して敵情に注意し、鉄線きょうを準備し、鉄線の状況及び候敵装置、細線の有無を点検する。この際、候敵装置があるときは、まずこれを除去し、細線があるときはその突端部を切断し、各端末を動かさないようにしながら有刺線又は杭に巻き付け、その後有刺鉄線の切断を開始する。切断の順序は、下方から逐次上方に及ぼし、切断する所は、杭の固定点から約 30cm 離れた所が望ましい。
- (3) 切断にあたっては、事前に鉄線きょうのねじを右に回して刃の間隔を調節し、静かに鉄線をはさみ鉄線

第10章 夜間の戦闘

を片手に持ちながら、鉄線に傷口をつける。次いで、両手で鉄線の両側を握り、長いほうの線を固定しながら短いほうの線を動かし、静かに折って切断する。迅速に切断しなければならないときは、切断部に布を巻き付け、音が出るのを防止しながら切断する。

(4) 切断が終われば、長い線の端をなるべく切断位置から遠くの地中に差し込むか、あるいは地物に巻き付ける。短い線の端は、敵の方に向けて折り曲げる。

(5) 2人で協同して作業する場合は、通常1名は鉄線を両手で握り、他の1名は鉄線きょうで切断する。

切断作業の姿勢は、通常手のとどく範囲は伏せるか又はあお向けで行ない、上部線の切断は、ひざをつくか又は伏姿から上体を起こして行なう。

第52図 鉄条網の処理

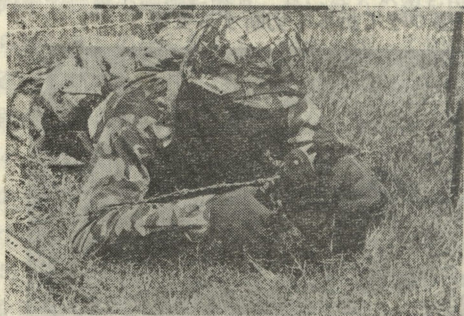
1. 鉄線を傷つけて折って切断する要領



2. 切断した鉄線の末端の処理要領



3. 鉄線に布を巻き付けて切断する要領



4. 2名協同して鉄条網を切断する要領



第5節 突 撃

第99. 要 旨

1. 夜間における突撃の要領は、基本的に昼間における突撃の要領に同じであるが、暗夜においても各種の地形、障害を克服して果敢な突撃が実施できなければならない。また、状況の変化により指揮官が突撃の要領を変更した場合においても、直ちに信号等に応じて突撃できなければならない。
2. 夜間の突撃は、明るさが低下するにしたがい、一般に敵陣地に近迫して奇襲的な突撃を開始することが多くなり、各隊員の旺盛な攻撃精神及び必勝の信念に基づく勇敢な行動に期待するところが大きい。
3. 夜間、特に暗夜の突撃においては、隊員相互の協同連携及び彼我の識別が困難となる。このため、隊員は、進んで指揮官の掌握下にはいるとともに、味方部隊の相撃について厳に注意することが重要である。

第100. 突撃の訓練

1. 夜間における突撃の訓練にあたっては、まず、基礎的動作を演練した後、主として照明及び突撃支援射撃が行なわれている場合の要領並びにそれらが行なわれない

場合の要領を演練する。

2. 突撃の基礎的な動作の訓練においては、次の事項について演練する。

- (1) 正確な突撃射撃の動作
- (2) 迅速・確実な装填動作
- (3) 迅速な敢為前進の動作
- (4) 隊形の維持
- (5) 突入の動作

第101. 夜間の突撃要領

1. 照明及び突撃支援射撃が行なわれる場合の要領

(1) 照明及び突撃支援射撃が行なわれる場合において、照明の度が大きいときは、通常昼間の要領を用いて突撃し、喚声は発しない。

照明の度が小さいときは、突入点の目標に対し、「立ち射ち」又は「抱え射ち」あるいはそれらの応用姿勢による突撃射撃を行ないながら敢為前進又は速歩で突入距離まで前進し、「抱え射ち」を行ないながら敢為前進をもって突入する。

機関銃は、通常小銃手とともに前進し、突撃間「腰射ち」あるいはその応用姿勢によって連射を繰り返して敵を射殺する。

(2) 突撃にあたっては、突入点の目標をよく確認し、

照明によって生ずる地形・地物の陰影を巧みに利用し、突撃射撃の効果をよく判定し、弾着を修正しつつ前進する。また、照明の度に応じ、隣接する隊員との間隔を適切に保持し、相互に協同連携して前進するとともに、敵の探照燈、照明弾等を直接見ないように注意する。

2. 照明及び突撃支援射撃が行なわれない場合の要領

(1) この要領は、奇襲効果を期待し、できるだけ突撃発起位置を敵に近く設けた場合において実施される要領である。

この場合においては、通常「抱え射ち」あるいはその応用姿勢による突撃射撃を行ないながら敢為前進又は速歩で突入距離まで前進し、引き続き「抱え射ち」による射撃を行ないつつ突入する。

ときとして突撃射撃を行わずに銃剣、手榴弾だけを用いて突撃することがある。この場合には、敢為前進によってできるだけ迅速に前進し、格闘距離にはいる前に銃を構える。機関銃手は、随時射撃ができるように小銃手の後方を「腰射ち」の姿勢をとって前進する。

(2) 照明が行なわれない場合においては、次の事項に着意する。

第10章 夜間の戦闘

- ア. 突撃方向を確実に維持し、突入点の敵をつとめて早く発見する。
- イ. 隊形を維持する。隣接隊員との間隔は、明るさによって異なるが、通常5歩以内に保ち、班（分隊）が整斉（せい）と突撃隊形を維持しながら突撃できるように、基準となる隊員の行動を基準として行動する。特に射撃によって隣接する隊員に危害を与えないようにしなければならない。
- ウ. 突撃間突撃方向以外に対しても警戒し、不意に現出する敵は迅速に射殺する。
- エ. 相互に密接に協同する。

付 録

No.	
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	

ア、突撃方向を確実に確保し、突撃点の敵を早く発見する。

イ、隊形を維持する。 隊員間の間隔は、必要に応じて異なり、通常は隊内に保ち、隊員が敵が敵背（せい）と突撃隊形を維持しながら前進できるように、基準となる隊員の行動を基準として行動する。特に射撃によって隣接する隊員に危害を与えないようにしなければならない。

ウ、突撃間突撃方向以外に対しても警戒し、不意に現出する敵は迅速に射殺する。

エ、相互に連絡に協同する。

付録第1 参照教範等一覧表

No.	番号	教範等名	発行年月
1	陸自教範 21— 5	地図の見方	41. 5
2	〃 21— 11	体育	〃
3	〃 21— 13	銃剣格闘	〃
4	〃 21— 14	徒手格闘	〃
5	〃 21— 15	山岳登はん	〃
6	〃 21— 22	地雷作業	〃
7	〃 21— 41	通信法	〃
8	〃 21—104	特殊武器防護	42. 8
9	〃 23— 4	64式7.62mm小銃	41. 5
10	〃 23— 15	62式7.62mm機関銃	〃
11	〃 22— 1	基本教練	42. 8
12	〃 3—202	防護マスク・防護被服	41. 5
13	〃 5—111	破壊作業	〃
14	〃 7— 41	普通科中隊	43. 11
15	〃 3—101	煙の用法	41. 5
16	〃 3—102	焼夷及び対焼夷	〃
17	〃 7— 81	60式装甲車の乗員訓練	〃
18	訓練資料 23— 2	口径30M 1型ライフル	〃
19	〃 23— 41	ロケット発射筒	〃
20	〃 21— 3	外哨及び斥候	〃
21	〃 21— 23	野戦築城第1部	43. 7

付録第2 全般的な教育順序の一例

No.	番 号	教 範 等 名	発行年月
22	訓練資料 21— 24	野戦築城第2部	43. 11
23	〃 23— 52	手榴弾と小銃擲弾	41. 5
24	〃 31— 1	積雪・寒冷地の戦闘	〃
25	〃	対空戦闘	44(予定)
26	〃	偽 装	45(〃)
27	〃	車両部隊の行動	45(〃)
28	参考資料 14—5—2	個人防護及び検知器材	31. 11
29	〃 13— 7—11	捕虜の取扱	30. 11
30	〃 18— 4— 1	捕虜及び文書の尋問	28. 2
31	〃 1—12— 4	徒步行軍	28. 3
32	〃 19— 3— 3	築城陣地の攻撃と市街戦	〃
33	〃 19— 3— 4	山地の戦闘	27. 1

順序	1	2	3	4	5
課目					
隠蔽・ 掩蔽		隠蔽・掩蔽			
目標の 見		1. 目標の発見 ・判定要領 2. 距離の判定 3. ミルの測定	1. 方位の判定 2. 目標・地点 の指示		
射撃と 運動	射撃 基本 射撃	1. 射撃の基礎射撃予習	1. 地形・地物を利用する射撃目 2. 各種射撃(隠蔽射撃・移動)	1. 射撃間隔の選定 2. 射撃位置の選定 3. 射撃の選定に伴う射撃	1. 目標の選定 2. 状況に応ずる射撃 3. 隊員相互の射撃 4. 協同射撃と射撃 5. 激動射撃
			早駆け、屈進、 発進、停止	1. 不整地の通過 2. 人工・自然の障害物の通過	各種状況下の突撃
手榴弾 戦闘等				1. 手榴弾の投擲 2. 対手榴弾等の 戦闘	
突 撃			突撃の基礎動作	突撃射撃	各種状況下の突撃
備 考	機関銃、ロケット発射筒の訓練は、上記に準ずる。				

各種状況に応ずる総合訓練(戦闘射撃を含む)。
各個戦闘射撃(第2習合程度)

付録第3 暗視装置・レーダの一般的な特性

第1. 暗視装置

1. 暗視装置は、夜暗における監視、射撃、操縦、誘導、通信等に使用するものであり、一般に赤外線を投光してその反射によって見るアクテブ方式の装置と、投光することなく自然の微弱な光を増幅して見るパンプ方式の装置がある。

2. 暗視装置の最大の特性は、夜暗においても現実に物が見えることであり、その他一般に次のような特性がある。

(1) アクテブ方式 (第53図参照)

ア. 空気が澄んだ夜暗において最も効果的に使用できる。

イ. 月明時あるいはれい明・薄暮時にも使用できるが、この場合には輝いたもやがかかったようになり、映像の明りょう度が減ずる。

ウ. 実際の色の映像を生ずることなく、全部青みがかって見える。

エ. この場合、明るい色も暗く見えたり、あるいは暗い色も明るく見えたりするので、暗視装置に対する

偽装の色は、必ずしも暗い色がよいとはかぎらない。
ウ. 生きた草、木の葉等は、よく反射して明るく見える。

暗視装置の前方に草や木の葉があると、その反射が強いので、それらの後方にある物は、よく見えなくなる。

このため、暗視装置を有する敵に接近するには、草地や林を利用するとよい。また、草や木の葉によって偽装した場合には、背景を考慮しないとかえって明りょうな目標となる。

エ. 動くものは、見つけやすい。

オ. 投光源が大きくなるにしたがい、これに比例して有効距離が増大する。

このため、この種暗視装置は、その有効距離を増大するため2組以上で交差照明して使用することが多い。また、1個の大きな投光源を使用し、各暗視装置は、それぞれ投光することなく受像機だけを作動して使用することがある。

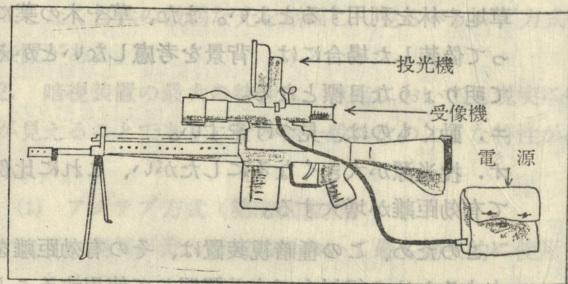
カ. 相手がこの種暗視装置あるいは赤外線警報器を装備していれば容易に発見される。

これらの装置を装備していれば、直接光源を見ることがとなり、相当遠方においても発見することがで

きる。このため、相手がこれらの装置を装備していると考えられるときは、その使用については厳重な統制が必要である。

キ、煙、霧等の中では効果がない。
ク、照明弾、探照燈等を直接見るとハレーションを起こし、まったく見えなくなる。

第53図 暗視装置（アクテブ方式）



(2) パンプ方式（光増幅）

ア、映像は、黒ずんで見え、アクテブ方式に比しややぼんやりとしている。

イ、投光することなく自然の光を利用するため、敵に発見されない。

ウ、アクテブ方式に比し小型、軽量であり、おおむねアクテブ方式の受像機だけの大きさである。

エ、月明り、星明り、あるいは明け・薄暮時には、その有効性が增大するが、強い光の下では使用できない。

オ、動くものは見つけやすい。

カ、煙、霧等の中では効果がない。

第2. レーダ

1. レーダは、主として監視に使用するものであり、必要に応じ誘導、通信に使用する。第一線の部隊で用いるレーダは、一般に JAN/PPS-4 のようなドップラ効果(註)を利用した小型、軽量なものであり、約10,000 m以下の移動目標（人員・車両等）の搜索探知に使用するほか、停止中の車両、建物、あるいは地形・地物等電波の反射の大きい静止目標も探知できるとともに、目標までの距離も測定できる。

2. この種レーダにおいては、レーダから放射された電波が移動目標又は静止目標を照射すると、その電波の一部が反射してアンテナにもどり、この反射電波を音及びメータによって検討し、目標までの距離、目標の方位・高低・種類・状態等を判定できる。このため、レーダを装備する敵に対して行動する場合には、昼間と同じように地形・地物を利用して発見されないようにする。

注 ドップラ効果 立っている人の前を列車が通り過ぎる場合

エコーにおいて、列車が近づいてくるときは、警笛の響きが高い調子に聞こえ、遠ざかるときは低い調子に聞こえる。これは、列車が近づいてくるときは、音波が圧縮され立っている人に対し毎秒達する音波の数が増し、遠ざかるときは、逆に音波の数が減るからである。このような現象をドップラ効果といい、電波が動く物体に当たった場合においてもこの現象を生ずる。

（以下は、非常に薄い文字で印刷された、ほとんど読み取れない文字列が続く。これは、おそらく別の文書が透写されたものである。）

付録第4 M 13 A 1 型双眼鏡

第1. 要 旨

双眼鏡は、監視・観測用として広く用いられている。M 13A 1 型双眼鏡は、倍率は6倍で、8度30分（約151ミル）の視野を有する。

注 1 倍率とは、対象物体を何倍に拡大するかを示す数である。

たとえば、倍率6倍の双眼鏡で600mの距離にある物体を見ると、肉眼で100mの距離で見ると同様に見える。

2 視野とは、双眼鏡（望遠鏡）を通して同時に見える範囲である。視野は、通常度、分単位で表わした角度で示すのが通常である。同時に見える範囲の最大辺を底辺とし、頂点を双眼鏡（望遠鏡）に置いた三角形の頂角をもって視野を表わす。

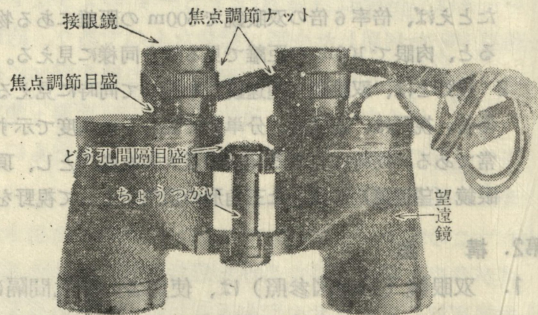
第2. 構 造

1. 双眼鏡（第54図参照）は、使用者の瞳孔間隔に合わせるため左右の接眼鏡の間隔を変えるように、同一のちようつがいに取り付けられた2個のプリズム望遠鏡からなる。
2. 各接眼鏡は、それぞれ独自に焦点を調節できるようにおのおの焦点調節ナットを備えており、焦点調節ナットの内側には焦点調節目盛があつて、ひとたび焦点調節

を行なってこの目盛を記録すれば、じ後輕易に焦点を調節できるようにしてある。目盛上には、0の左右に「+」、「-」の符号がある。

3. また、ちょうつがい的一端にも目盛があつてひとたび決定した瞳孔間隔に應ずる目盛を覚えておけば、じ後は輕易に瞳孔間隔を合わせることができる。

第54図 M13A 1型双眼鏡



4. 左方の望遠鏡内には、鏡内目盛を刻んだガラス板がある。鏡内目盛には第55図のように、水平ミル目盛、垂直ミル目盛及び逆距離目盛がある。

(1) 水平ミル目盛は、0から左右におのおの50ミルま

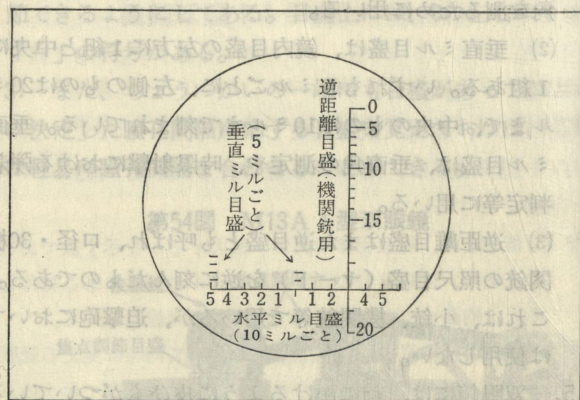
で、10ミルごとに刻まれている。これは主として水平角を測るために用いる。

(2) 垂直ミル目盛は、鏡内目盛の左方に1組と中央に1組ある。いずれも5ミルごとに、左側のものは20ミルまで、中央のものは10ミルまで刻まれている。垂直ミル目盛は、垂直角の測定や、時限射撃における弾着判定等に用いる。

(3) 逆距離目盛はまた逆目盛とも呼ばれ、口径・30機関銃の照尺目盛(ヤード)を逆に刻んだものである。これは、小銃、機関銃等で用いるが、迫撃砲においては使用しない。

5. 双眼鏡には、首にかけるように皮ひもがついている。

第55図 鏡内目盛



第3. 双眼鏡の調節

双眼鏡を使用するためには、まず使用者に適した瞳孔間隔及び焦点を調節することが必要である。

1. 瞳孔間隔の調節 まず一方の接眼鏡を眼にあてて相当遠距離の物体を見る。次に両方の望遠鏡をちょうつがいによって開閉し、視野が二つの分離した円でもなく、また変わった円でもなく、一つの明りょうな円に見えるようにする。このようにすれば、双眼鏡は使用者の瞳孔間隔に合い、光を最大限にとり入れることができる。こ

のときの瞳孔間隔目盛の指数を覚えておけば、他の双眼鏡でも直ちに自己の瞳孔間隔に合わせることができる。

2. 焦点の調節 瞳孔間隔を合わせた後、接眼鏡を両眼にあてて遠方の物体を見る。次に片方の望遠鏡の前部を手でおおい、他の望遠鏡の焦点調節ナットをいっぱいになじみ出してから短切に回して物体がはっきり見えるようにし、焦点調節目盛の示度を読む。その後元にもどす。この動作を数回繰り返す、その平均値を求める。これが合わせるべき焦点である。途中で逆に回してはならない。他の一方の望遠鏡も同様にして焦点を合わせる。このときの焦点調節目盛の読みを覚えておく。

注 理論上は、観察する物体の距離が変わるごとにその物体に焦点を合わせなければならないが、双眼鏡では一度適当な距離で焦点調節をしておけば、ごく短距離以外では明りょうに見ることができる。

第4. 操 作

1. 姿勢
 - (1) まず目標に正対する。目標に対して体が斜めであるときは、鏡内に目標をとらえるのに時間を要し、特に弾着観測においては、呼吸の停止と弾着時期とが一致しないことが多い。
 - (2) できるだけすわり又は伏せの姿勢をとり、腕やひ

付録第5 信号

第1. 目的

信号は、口頭により号令又は警告を行なうことが不適當である場合、あるいはこれらと併用する必要がある場合等に使用する。

各級指揮官以下各隊員に至るまで、信号について習熟し、心手期せずしてこれを使用できることが必要である。

第2. 種類

信号には、通常音響と視覚を使用する。

1. 音響信号は、らっぱ、笛、サイレン、車両の警笛、その他音響装置による信号である。
2. 視覚信号は、手、手旗、燈火、対空布板、発射信号弾等による信号である。信号を行なうに際しては、通常予備の信号手段を準備し、適宜使用する。

車両に関する信号については、「基本教練」及び「車両部隊の行動」参照。

第3. 手信号

ここには、主として各隊員に必要な手信号について記述する。通常信号の発信者は、信号を送る相手に正対して発信する。

番号	信号名	説明
1	「気をつけ」 「注目」 「注意喚起」	片手を高く垂直に上げる。
2	「準備よいか」 「準備よし」 「指令」	腕を水平よりやや高く信号を送る相手の方へ伸ばして上げ、指はそろえて伸ばし、手のひらを相手の方に向ける。
3	「銃(砲)据え」 「射撃位置につけ」	銃(砲)位置、射撃位置を示した後、射撃方向にこぶしを向けて数回突き出す。
4	「前へ」	片腕を高く上げ、次に前方に数回振る。
5	「撤去」	片手の手のひらで他の手のひらを短切に数回たたく。
6	「射て」	腕を体の前面の腰の高さにまっすぐに伸ばし、手のひらを下に向け、水平に大きく数回振って弧を描く。迫撃砲の場合は腕を垂直に上げ、次に一挙に前方へ振りおろす。
7	「射ち方待て」	手のひらを前にして腕を顔の前に上げ、垂直方向に数回上下する。
8	「射距離」	こぶしを作って腕を相手の方に伸ばし、次に数字の記号を送る。
9	「方向」	右腕を前方に伸ばし手のひらを修正すべき方向に向けて、次の要領で所望の方向に振る。受信者を基準にして、左のときは左に、右のときは右に振る。

番号	信号名	説	明
10	「修正」(主として直接照準射撃火器に用いる。)	右腕を前方に伸ばし、手のひらを修正する方向に向けて、次の要領で数回振る。 次に修正する数字を示す。 (1) 左右の場合は、受信者を基準にして、左のときは左に、右のときは右に振る。 (2) 増せ(上げ)のときは上に、ひけ(下げ)のときは下に振る。	
11	「数字」	手のひらを受信者の方に向け、アラビア数字を受信者に認めるように裏返して書く。	
12	「号令不明」 「再送要求」	両腕を頭上に上げ、数回交差させる。	
13	「移動用意」	顔の前で両方の手のひらを前に向けて、別々に左右に振る。	
14	「変換用意」	顔の前で両方の手のひらを前に向けて、交互に前後に振る。	
15	「前進用意」	顔の前で両方の手のひらを前に向けて、数回同時に突き出す。	
16	「駆け足」 「速度増せ」	片手を肩に上げ、こぶしを握り、垂直に腕を上下する。	
17	「速足」 「速度落とせ」	片腕を水平に横に伸ばし数回斜め下まで動かす。	
18	「射向変換」 「方向変換」	新方向に向いている側の手を身体を横切って、反対側の肩にもって行き、手のひらを変換させる方向に向け、前腕で水平の弧を描くように新方向に回す。	

番号	信号名	説	明
19	「こちらへ来い」 「われに続け」	目ざす隊員や車両等の方に向かって、腕を水平にし手のひらを上にして指を伸ばしてそろえ、手と前腕を振って手招きをする。	
20	「縦隊作れ」	片腕を伸ばして体の側方で大きく円を描く。	
21	「行進縦隊作れ」	両腕を伸ばして体の両側で大きく円を描く。	
22	「横隊作れ」	両腕を横に水平に上げ、腕と手を伸ばし、手のひらを下にする。	
23	「V型作れ」	両腕を上45度に開く。	
24	「傘(かさ)型作れ」	両腕を下45度に開く。	
25	「菱(ひし)型作れ」	両腕を頭上に上げ、ひじを少し曲げて指の先をつけ菱型を作る。	
26	「集合」	片腕を十分伸ばして垂直に上げ、腕と手で頭上に大きな水平の円を描く。	
27	「敵発見」	両腕を伸ばし、銃を水平にして頭上に上げる。銃のない場合は、両腕を伸ばし、こぶしを上にする。	
28	「着剣」	右手で銃剣を握り、銃につけるまねをする。	

